

金融行政の今

金融庁長官 遠藤 俊英

令和元年12月20日（金）

目次

I. 金融行政の枠組みの改革

II. 金融行政の重点施策等

(1) 金融デジタルイノベーション戦略の推進

(2) 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(3) 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保 / 金融庁の改革

I . 金融行政の枠組みの改革

金融行政を巡る主な出来事

金融行政に
求められる課題

ルールの明確化・透明
かつ公正な金融行政

金融危機対応

不良債権問題
への対応

「金融処分庁」から
「金融育成庁」へ

1980年代	土地・株価バブル
1990年代	不良債権問題の深刻化
1997年	タイバーツ暴落(アジア金融危機の発端)、北海道拓殖銀行や山一証券等の破綻
1998年	金融監督庁発足、日本長期信用銀行や日本債券信用銀行の国有化
1999年	「金融検査マニュアル」公表
2000年	金融庁発足
2001年	特別検査の実施(主要行)
2002年	「金融再生プログラム」公表
2003年	主要行(りそな銀行)への資本増強、 大手地方銀行(足利銀行)の一時国有化
2005年	ペイオフ解禁の実施、 主要行の不良債権比率半減目標達成
2007年	ベター・レギュレーションの4本の柱公表
2008年	リーマンショック
2012年	第二次安倍内閣発足、アベノミクス開始
2013年	金融モニタリング基本方針公表
2014年	金融モニタリングレポート公表
2015年～	金融行政方針公表
2016年～	金融レポート公表

ベター・レギュレーション
(金融規制の質的向上)の4本の柱

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

金融庁の任務

- ・金融システムの安定
- ・利用者の保護・利用者利便の向上
- ・公正・透明で活力ある市場の確立

企業・経済の持続的成長と
安定的な資産形成等による
国民の厚生増大の実現

背景①(金融庁発足時の検査・監督手法)

- 金融庁(金融監督庁)は、発足当初(監督庁1998年)、金融危機に際しての諸課題に対応し、以下を特色とする検査・監督の手法に転換。当時の大きな課題であった不良債権問題の解決等に取り組んだ。

当時の主な課題

- ✓ 金融行政への信頼の回復
- ✓ 不良債権問題の解決
- ✓ 利用者保護のためのミニマム・スタンダードの徹底



発足当時の検査・監督の方針

- ルール重視の事後チェック行政
- 厳格な個別資産査定中心の検査
- 法令遵守確認の徹底

⇒ この結果、不良債権問題は収束し、最低限の利用者保護の徹底が図られた。

背景②(これまでの検査・監督の手法の限界)

○ しかし、実効性のあったアプローチも、機械的に継続すると逆に副作用を生むおそれ。

考えられる主な副作用

■ 形式への集中

- 例えば、
- ✓ 銀行融資において、借り手の事業内容ではなく、担保・保証があるかといった形式を必要以上に重視
 - ✓ 顧客ニーズに即したサービス提供より、金融機関はルール遵守の証拠作りに注力

■ 過去への集中

- 例えば、
- ✓ 将来の経営の持続可能性よりも、バランスシート(=過去の経営の結果)の健全性に集中
 - ✓ 顧客ニーズの変化への対応よりも、過去のコンプライアンス違反の議論に集中

■ 部分への集中

- 例えば、
- ✓ 金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクを議論するのではなく、個別の資産査定に集中
 - ✓ 個別の法令違反行為だけを咎めて、問題発生の本原因の究明や必要な対策の議論を軽視

金融行政の基本的な考え方

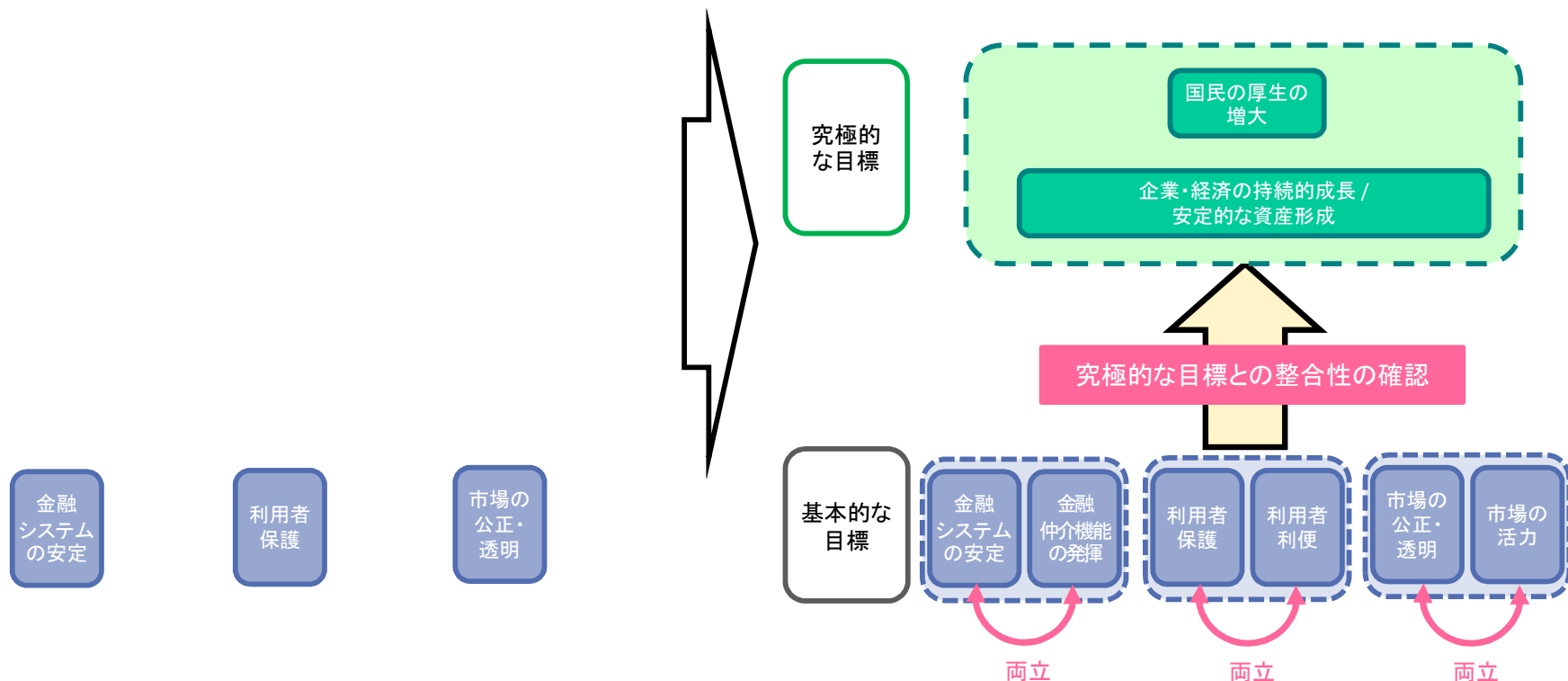
金融行政の目標

- 本来、金融行政の究極的な目標は、企業・経済の**持続的な成長**を支え、また、国民の**安定的な資産形成**に寄与することを通じて、**国民の厚生**の**最大化**に貢献することと位置づけられる。
- 金融庁発足から数年は、金融システムの安定、利用者の保護、市場の公正性・透明性の確保に注力していたが、究極的な目標を達成するためには、金融システムの安定と金融仲介機能の発揮、利用者の保護と利用者利便、市場の公正性・透明性と市場の活力について、**各目標のバランスの取れた実現**を目指していくことが重要である。

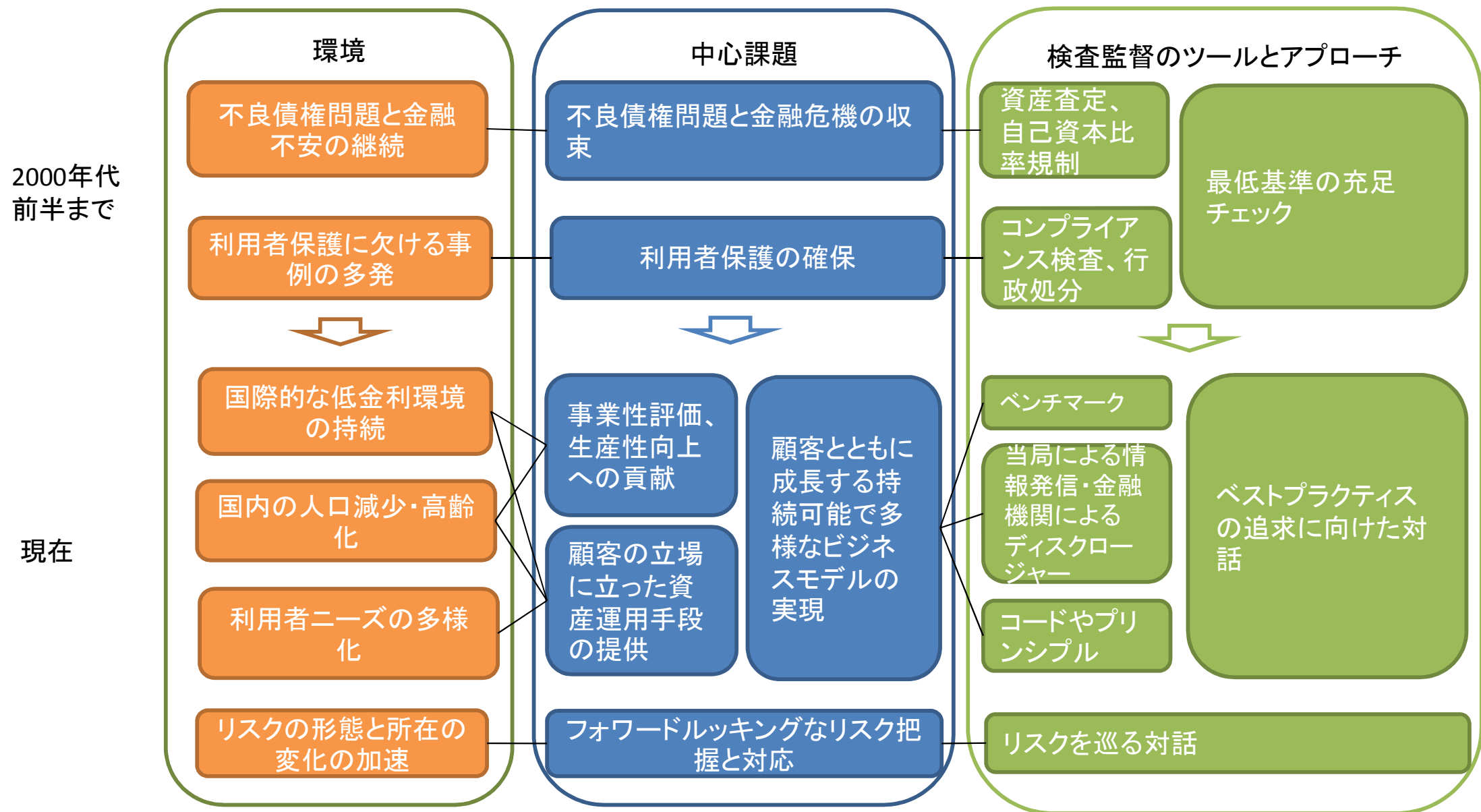
➤ 安定、保護、公正・透明に集中

➤ 安定と仲介、保護と利便、公正・透明と活力のバランスを重視

➤ 究極的目標との整合性を確保



環境と課題の変化への対応



利用者を中心とした新時代の金融サービス

1. 金融デジタル化戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進
- イノベーションに向けた FinTech Innovation Hubによる情報収集・支援機能の強化
- 機能別・横断的法制による多様な金融サービスに向けたイノベーションの促進

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

- 社会環境の変化や多様なライフプラン・ニーズに応じた金融・情報リテラシーを得られる機会の提供
- 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現
- 高齢者、障がい者、被災者等の多様な利用者にとっての信頼・安心確保
- 暗号資産（仮想通貨）への対応

3. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保

- 人口減・低金利環境等の下、金融仲介機能の適切な発揮と金融機関の健全性確保の両立に向け、的確なモニタリングを実施
- 地域金融機関の経営理念やビジネスモデルについて対話・検証
- 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備に向け、業務範囲にかかる規制緩和や、地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）の策定等を実施

「金融育成庁」として、金融サービスの多様な利用者・受益者の視点に立った

3 + 2 の取組みを推進し、より豊かな国民生活の実現へ

+ 1. 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- 各国間の規制の齟齬への対応や、金融技術革新を踏まえた規制のあり方の検討など、G20福岡で提起した課題のフォローアップ
- 本邦金融機関の海外進出支援に向けた幅広い国との協力強化

+ 2. 金融当局・金融行政運営の改革

- 利用者視点に立った質の高い金融行政を実現
- このため、職員の自主的な取組みの推進等により組織活性化
- 分野ごとの「考え方と進め方」による新しい検査・監督の実践

Ⅱ. 金融行政の重点施策等

(1) 金融デジタルイゼーション戦略の推進

- 平成30事務年度は、例えば以下の取組みにより一定の成果
 - ✓ **FinTech Innovation Hub**の立ち上げと**100社ヒアリング**等による情報収集
 - ✓ **FinTechサポートデスク**と**FinTech実証実験ハブ**によるイノベーションの支援
 - ✓ 「**フィンテック・サミット2018**」「**ブロックチェーン・ラウンドテーブル**」の開催など国際的ネットワークの強化
 - ✓ **金融機関による情報の利活用に係る制度整備**
- データの利活用によって**金融のあり方が大きく変わる**状況にある中、**海外では、ビッグデータの利活用等を通じたデジタルイノベーションが飛躍的に進展**データ政策を巡って**国際的な議論が活発化**。また、暗号資産に関連した**新たな構想も出現**

重点5分野の新たな取組み

(1) データ戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進(**情報銀行の活用**も含めた、**金融機関の取組みの促進**等)

(2) イノベーションに向けたチャレンジの促進

- 新たな金融サービス創出を目指す多様なプレーヤーを後押し(**FinTech Innovation Hub**による情報収集・支援機能の強化等)

(3) 機能別・横断的法制の整備

- デジタルイノベーションに伴う金融サービスの変容に対応するため、機能・リスクに応じた金融法制を整備(**「決済」分野の横断化・柔構造化**や**横断的な金融サービス仲介法制**の実現)

(4) 金融行政・金融インフラの整備

- 効率的な行政・デジタルイノベーションの基盤を整備(**RegTech/SupTechエコシステム**の具体化に向けた取組み)

(5) グローバルな課題への対応

- サイバーセキュリティへの対応やブロックチェーン等最新技術の動向把握など(分散型金融システムについてマルチステークホルダー型アプローチで議論する**ガバナンスフォーラム(仮称)**の開催、暗号資産に関連した**新たな構想の出現を踏まえた対応の検討**等) 10

FinTech Innovation Hubについて

設立趣旨

- フィンテックにより金融サービスが動的に変化していく中、イノベーションの動きを促進していくことが重要。
- フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、**FinTech Innovation Hub**を設置（2018年7月）。

（参考）メンバーは、総合政策課フィンテック室を中心に、企画市場局、総合政策局の関係幹部・職員の約30名により構成。



活動状況

情報収集・イノベーション促進

● 「100社ヒアリング」の実施

- － フィンテック企業を中心に、金融機関、ITベンダーなど様々な関係者を訪問し、最新の取組み等について意見交換を実施。
- － AI、ブロックチェーン等の技術面や、資金供与・決済等の金融サービスの特性にも留意し、ヒアリング先を抽出。
- － ヒアリング先企業のニーズ、課題に応じて、当庁の「FinTechサポートデスク」や「実証実験ハブ」といった支援ツールを紹介し、活用を促進。
- － 興味深い取組事例は、庁内職員の啓蒙を兼ねた、フィードバックの機会を提供。

フィンテック・ステークホルダーの連携の機会の提供 新たなコンサルテーションの場を構築

● フィンテック・サミットの開催

- － 日本経済新聞社と共催。2019年の金融庁主催コンファレンスでは、G20「技術革新セミナー」で議論されたブロックチェーンに関するマルチステークホルダーガバナンスの他、AI・API・サイバーセキュリティ等の分野で、先進的なトピックを議論。

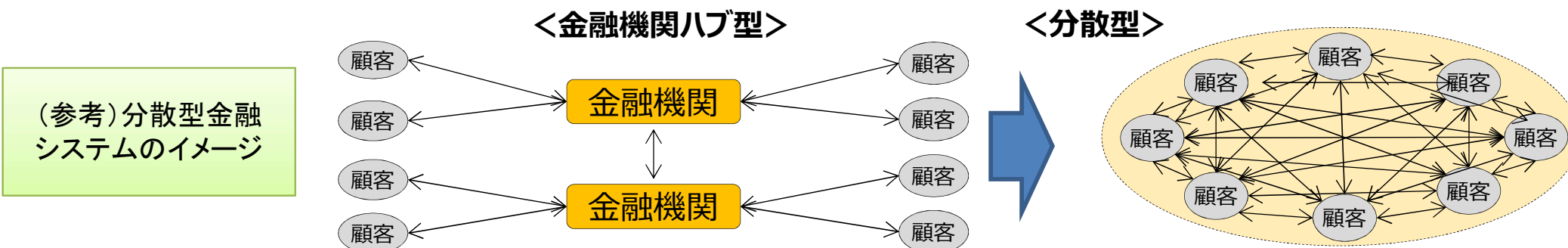
● ミートアップの開催

- － Fintech協会等の協力を得て、金融庁幹部とフィンテック企業等との双方向のコミュニケーションの場として開催。【**フィノラボ@大手町（18年8月）**、**Plug and Play@渋谷（同12月）**】
- － **フィンテック地方創生ミートアップ@福岡・佐賀（19年1月）**で開催。

金融セクターにおける技術革新(分散型金融技術)

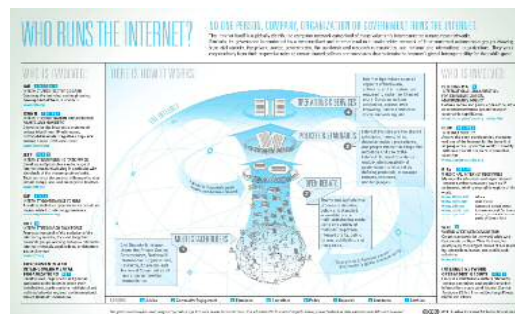
金融安定理事会(FSB)報告書

- 従来、金融サービスは金融機関が仲介してきたが、分散型台帳技術(DLT)やP2Pプラットフォームなどの分散型金融技術は、顧客間での直接の金融取引を可能にする。本報告書は、分散型金融技術が広く普及していった場合に、金融安定性や規制、ガバナンスにどのような影響を与えるかを展望するもの。以下を指摘。
 - ✓ 銀行のB/S上のリスクが減る一方で、P2P信用供与は一方向に流れ易くなりうる。
 - ✓ 分散性がシステム耐性を高める一方で、特定のコア開発者への集中が新たなリスクになりうる。
 - ✓ 仲介金融機関がなくなることで、金融規制・監督を通じた公益確保が困難になる可能性があることから、当局、技術者、業界、学界含む広範な利害関係者間の対話を通じたアプローチを模索する必要性がある。



(参考)インターネット・ガバナンスにおけるマルチステークホルダー型アプローチ

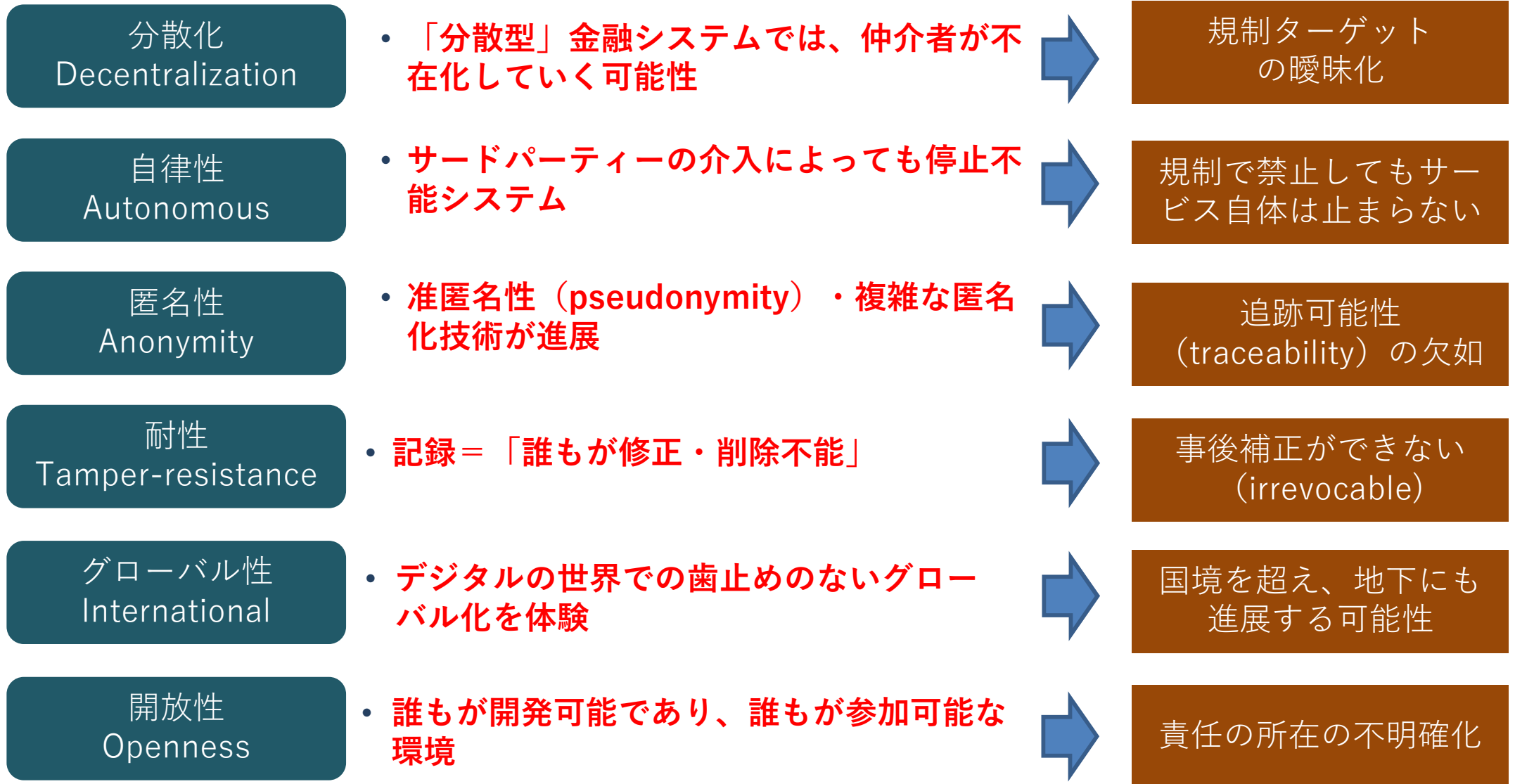
- 分散型金融技術と同じく自律分散型のネットワークであるインターネットでは、マルチステークホルダー型のガバナンス・アプローチがとられている



(参考)インターネットのガバナンス

出典: the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN)

ブロックチェーン・エコシステム「規制力(Regulatability)の再考」



- 分散型金融システムでは、法や規制のみではコントロールが困難な領域が拡大
- 規制執行性 (Regulatory enforceability) や規制の役割を再考・再定義していく必要

協調の欠如 No coordination



- 誰しも「より良い社会」となることは否定しない。
- しかし、調整に失敗することが屡々。

誤解 Misunderstandings



- 共通言語がない。コミュニケーションの場がない
- 関係者間での誤解が生じやすい

イノベーションの壁 Blockers for innovation



- 結局、ステーク間が隔絶されたまま独立してイノベーションが進む。
- 社会的環境との隔絶を生んだり、健全なイノベーションが進まない状況に陥るおそれ

- ステークホルダー間のコミュニケーションの醸成・コンセンサスメイクを行う場が必要。
- エコシステムにおける「健全なガバナンスの構築」という長期的目標を共有。

G20大阪首脳宣言（2019年6月28-29日 於：日本・大阪）仮訳（抜粋）

17. 技術革新は、金融システム及びより広い経済に重要な便益をもたらし得る。暗号資産は、現時点でグローバル金融システムの安定に脅威をもたらしていないが、我々は、注意深く進展を監視するとともに、既存の及び生じつつあるリスクに警戒を続ける。我々は、金融安定理事会（FSB）と他の基準設定主体による進行中の作業を歓迎するとともに、追加的な多国間での、必要に応じた対応にかかる助言を求める。我々は、マネーロンダリング及びテロ資金供与への対策のため、最近改訂された、仮想通貨や関連業者に対する金融活動作業部会（FATF）基準を適用するとのコミットメントを再確認する。我々は、FATFの解釈ノート及びガイダンスの採択を歓迎する。我々はまた、分散型金融技術のあり得る影響、及び当局が他のステークホルダーとどのように関与できるかについてのFSBの作業を歓迎する。我々は、サイバーの強じん性を高める努力を強化し続ける。

分散型金融システムの新たな国際協調「Blockchain Global Governance Conference(BG2C)」

G20などの議論を踏まえ、**分散型金融システム**において健全なガバナンスを構築するために、規制当局や技術者、学識経験者等の**幅広いステークホルダー**が世界中から参加し議論する「Blockchain Global Governance Conference(BG2C)」を2020年3月9日、10日に開催する。

2019年3月
第3回ブロックチェーンラウンド
テーブル「国際共同研究」(金融庁)

2019年6月
G20財務大臣・中央銀行総裁会議
・首脳会合(福岡・大阪)

・マルチステークホルダーガバナンスの必要性について議論。



「G20技術革新にかかるハイレベルセミナー」
(出典:Goodway)

2019年9月
FIN/SUM 2019
(東京)

・マルチステークホルダーガバナンスの論点や設計を議論。

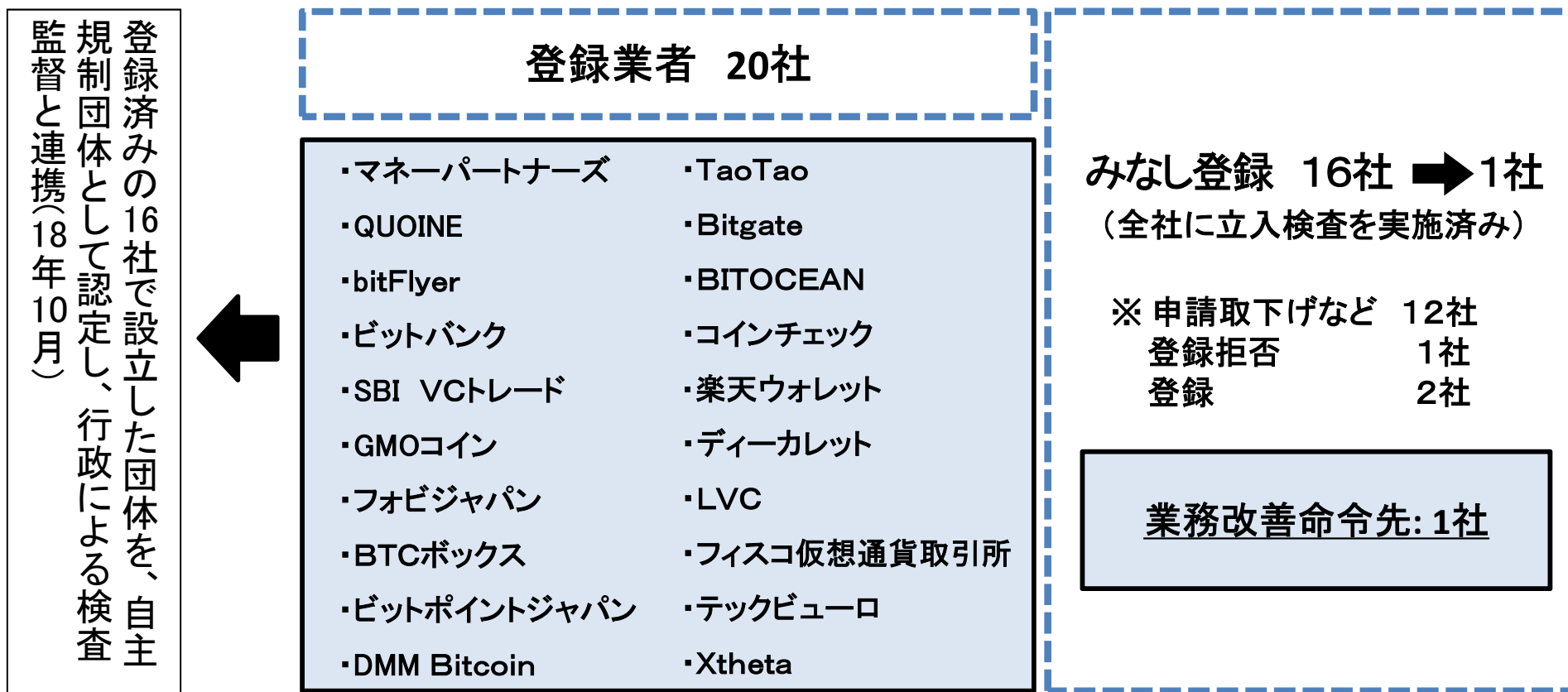


※今後も継続的に議論を行う

2020年3月9日・10日
Blockchain Global Governance Conference[BG2C]
(東京・日本橋)

暗号資産業界の現状

- 新規参入を希望する事業者が多様かつ多数
〔 大手上場企業系から中小規模・独立ベンチャー企業、金商業者・両替業者や海外事業者系など 〕
- 以下の取組を行い、暗号資産交換業者の登録審査の透明化、迅速化、効率化を図った。
 - ①登録審査に現在利用している「質問票」(400項目超)を公表し、厳格に審査(18年10月)
 - ②更に、審査プロセスに要する時間的目安(概ね6か月程度)等を公表(19年1月)
- 現状



Libraの概要 (6月18日公表のホワイトペーパー等をベースに作成)

Libra協会

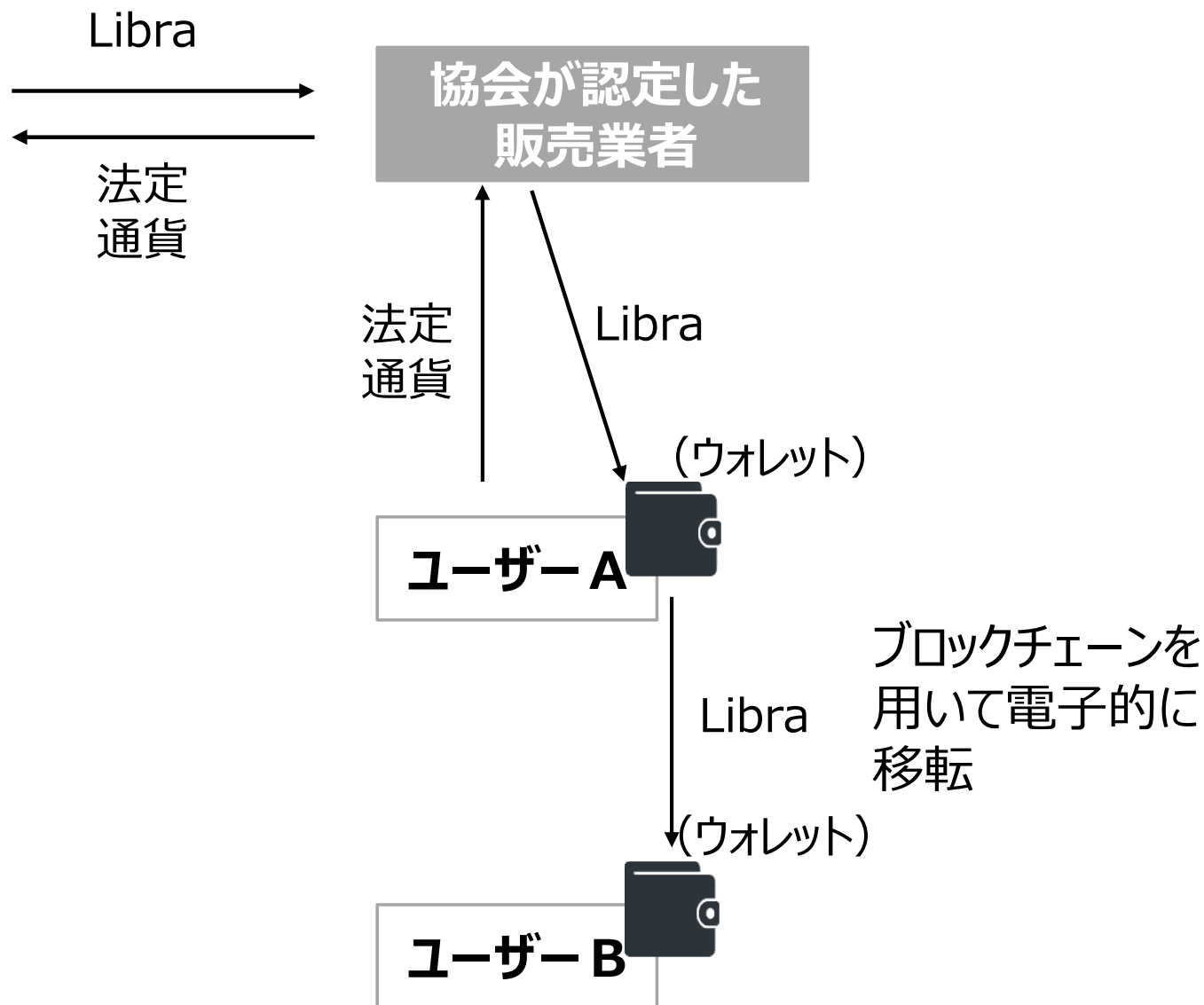
(本部：スイス)

リザーブ資産

※地理的に分散して管理

複数の安定通貨による

銀行預金・短期国債等



G20: グローバル・ステーブルコイン

いわゆるステーブルコイン(例: Facebookが主導するリブラ)は、米ドル等の裏付け資産の存在により価値の安定を図るとともに、最新の技術を用いて安価で迅速な送金を可能にすることを目指す仕組み。特に大規模に展開される場合、様々な課題・リスクを惹起する。

＜指摘されている主な課題・リスク＞

- マネーロンダリング
- 金融安定への影響
- 消費者・投資家保護
- 金融政策への波及
- サイバーセキュリティ
- 通貨主権
- 租税回避

G7 (議長国: フランス)

- 7月のシャンティイ会合で、「規制・政策上の懸念・課題は、サービス開始前に対処される必要がある」とのメッセージを発出。
- 今般、諸課題を整理したG7作業部会の報告書とともに、議長ステートメントを公表。

G20 (議長国: 日本)

(2019年10月17-18日 於: ワシントンD.C.)

- 今般、ステーブルコインを初めて本格的に議論。
- 中国、インド等を含むG20の幅広いメンバー間で合意を形成し、プレスリリースの発出に成功。
- 民間主体が発行するステーブルコインのみならず、その他の類似の取組も対象に追加。

＜G20プレスリリースのポイント＞

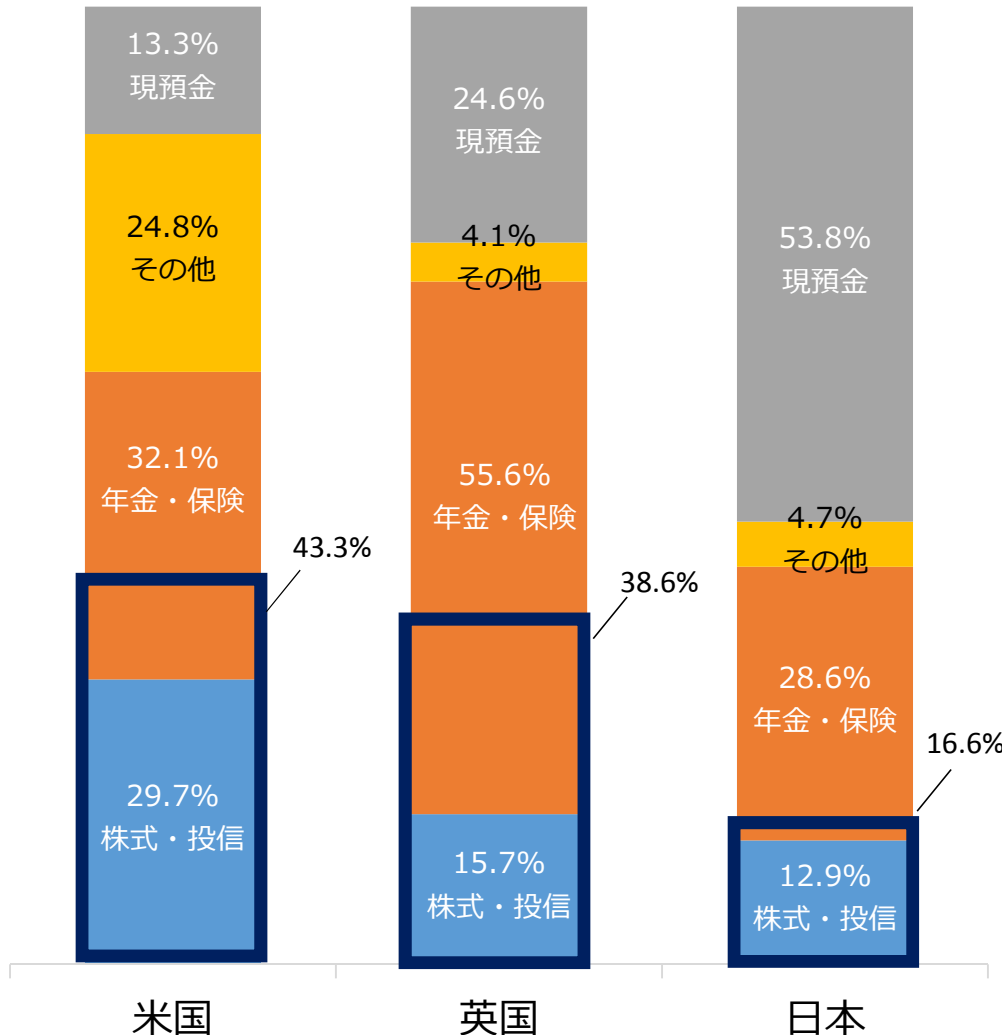
- 金融安定理事会(FSB)及び金融活動作業部会(FATF)の中間報告を歓迎し、来年の最終報告を期待。さらに、通貨主権に係る問題等について、IMFに検討を要請。
- グローバル・ステーブルコイン及びその他の類似の取組が生じさせる政策・規制上の深刻なリスクは、サービス開始前に吟味され、適切に対処される必要がある。

Ⅱ. 金融行政の重点施策等

(2) 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

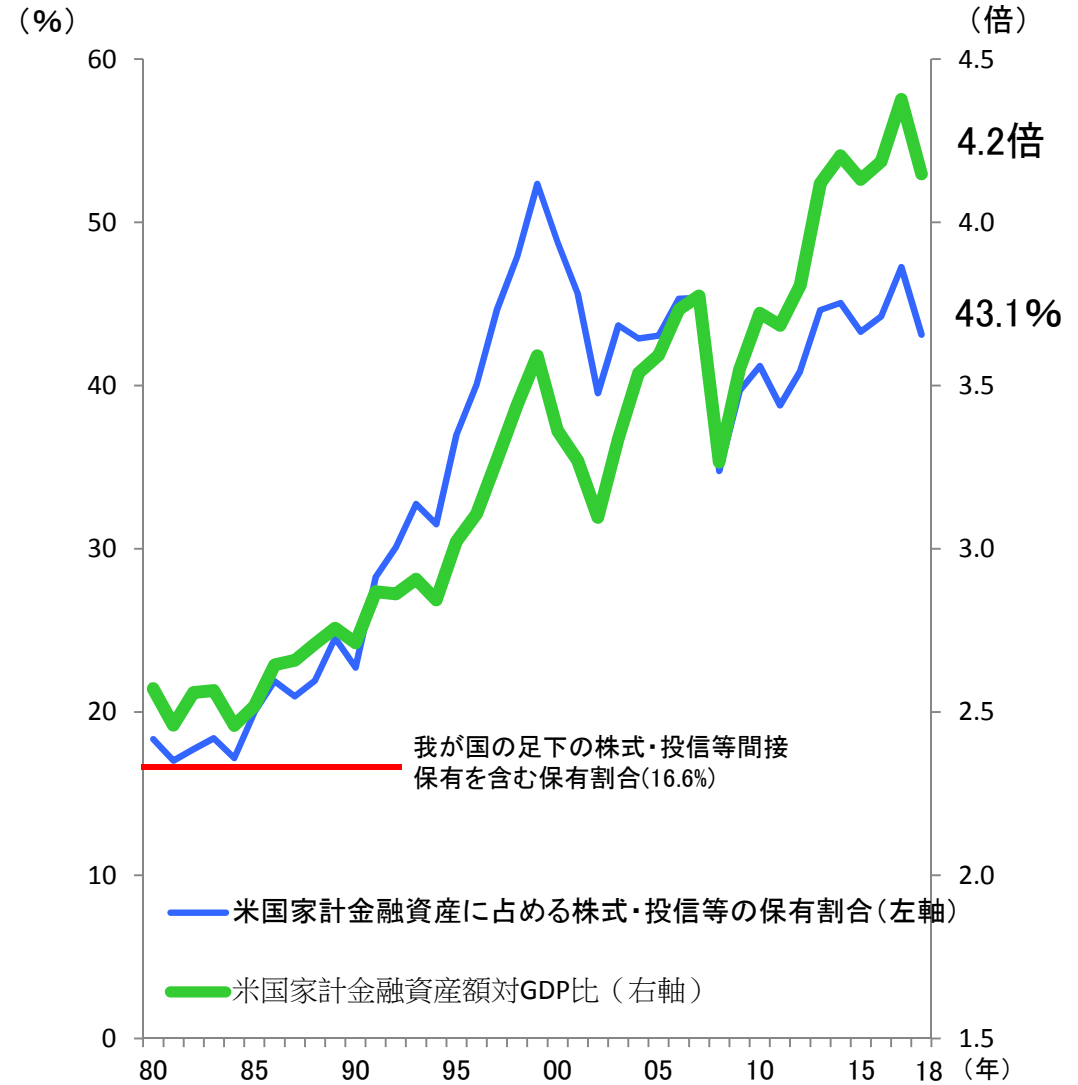
家計金融資産の比較

各国家計の株式・投信の割合
(2018年末)



(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。
(出典) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

米国家計金融資産の株式・投資信託の
保有割合の推移



(資料) FRB、米 Bureau of Economic Analysisより、金融庁作成

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上 (1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現

金融行政の実践と方針
(令和元事務年度)

家計の金融・情報リテラシー

- 社会環境の変化や多様なライフプラン・ニーズに応じた金融・情報リテラシーを得られる機会を幅広い関係者と連携して提供
- 金融商品購入時のベスト・プラクティスの提供
- デジタルチャネルを活用した多角的アプローチ
- NISAの改革(つみたてNISAの恒久化)

販売会社による顧客本位の業務運営

- 顧客本位の業務運営にかかる経営理念・戦略・取組みの、営業現場への浸透・実践
- 良質なアドバイスができる担い手の充実や手数料体系のあり方の議論

アセットオーナーの機能発揮

- アセットオーナーの運用態勢の充実
- スチュワードシップ活動の強化

最終受益者である家計に企業価値の向上と収益の果実がもたらされるよう、
インベストメント・チェーンの各参加者が求められる役割を果たしていくことが必要

コーポレートガバナンス改革

- スチュワードシップ・コードの改訂
- 証券市場構造の見直しにあわせたガバナンスのあり方の検討
- 企業開示の充実

金融・資本市場の機能・魅力向上

- 総合取引所の実現
- 証券市場構造の見直し
- 東京国際金融センターの推進
- 社債市場の活性化
- インベストメントチェーンの参加者が果たすべき役割に関する調査・検討
- 市場監視機能の向上

資産運用業の高度化

- 新規参入の促進
- 投資運用業者の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立
- 運用力・運用商品のパフォーマンスの「見える化」

(注) インベストメント・チェーン(投資の連鎖)とは、顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れをいう。

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現①

金融行政の実践と方針
(令和元事務年度)

(1) 家計の金融・情報リテラシーと長期・積立・分散投資

- 日本が議長国を務めたG20において作成された、「高齢化と金融包摂」についての報告書「福岡ポリシー・プライオリティ」では、デジタル化の進展、ライフプラン設計の重要性、金融詐欺防止等を踏まえ、**金融・情報リテラシーの役割の重要性を指摘**
- 家計の金融リテラシーを関係する情報リテラシーとともに向上させることを通じ、**ライフステージに応じた様々なニーズに見合う金融サービスを各個人が適切に選択し、最適なポートフォリオを構築できるような環境を総合的に整備していくことが重要**
- 長期・積立・分散投資の推進のため普及に取り組んでいる**つみたてNISAは利用者が増加しているものの、制度やその内容を十分知るきっかけが無いとの声も存在**

- 新中学校学習指導要領・新高校学習指導要領の実施を見据え、教育現場と意見交換をした上で、**実践的な教材・副教材の作成・展開**や、大学の教員養成課程への講師派遣
- **リテラシーの向上のための取組みを行なっている関係組織とも連携し**、出張授業、セミナー、教材の作成等の施策をより効果的に実施
- 金融サービス利用者が**金融商品購入時に参考にできるようなベスト・プラクティスの提供**
- **デジタルチャネルの活用**や**ポイント・おつり投資**を通じた投資のきっかけ作りなど、広範な層に対する**多角的アプローチ**
- **NISA・つみたてNISAの恒久化に向けた取組み**

出張授業の様子



昨事務年度の出張授業の実施件数

実施学校数	67校（大学：29 高校：24 中学校：11 小学校：2 特支：1）
派遣講師数	103名（延べ）

つみたてNISA口座数



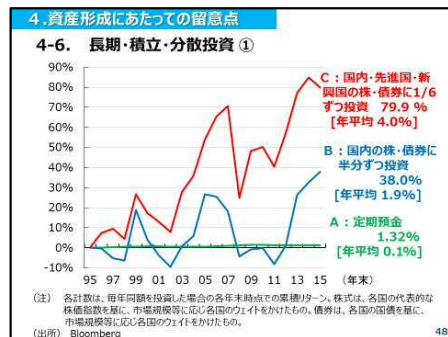
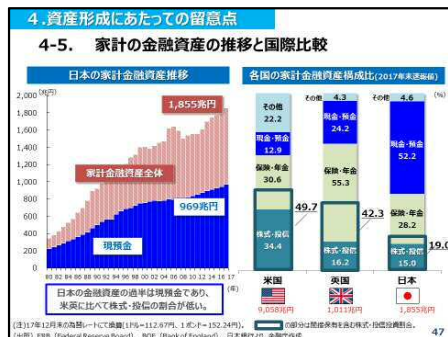
(資料)金融庁

出張授業の抜本的拡充について

- ✓ 昨年9月以降、金融庁・財務局職員による出張授業を抜本的に拡充。学校等に出向いて授業を行うことを希望する金融庁職員を募集したところ、90名の応募が寄せられた。これらの職員を学校等に順次派遣し、67校に対して延べ103名の講師派遣を実施。これらの講座受講者は約1万人に上った。
- ✓ こうした出張授業の経験や、アクティブラーニング等の観点を踏まえ、教材についても改善に取り組んでいるところ。

【出張授業の主な内容】 ※金沢大学附属高校での出張授業 (2018.11.21) より抜粋。

【出張授業の様子】



← 東北大学 (2018.10.29)



静岡大学附属浜松小学校 (2018.12.6) →

◆ NISA制度の見直し

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

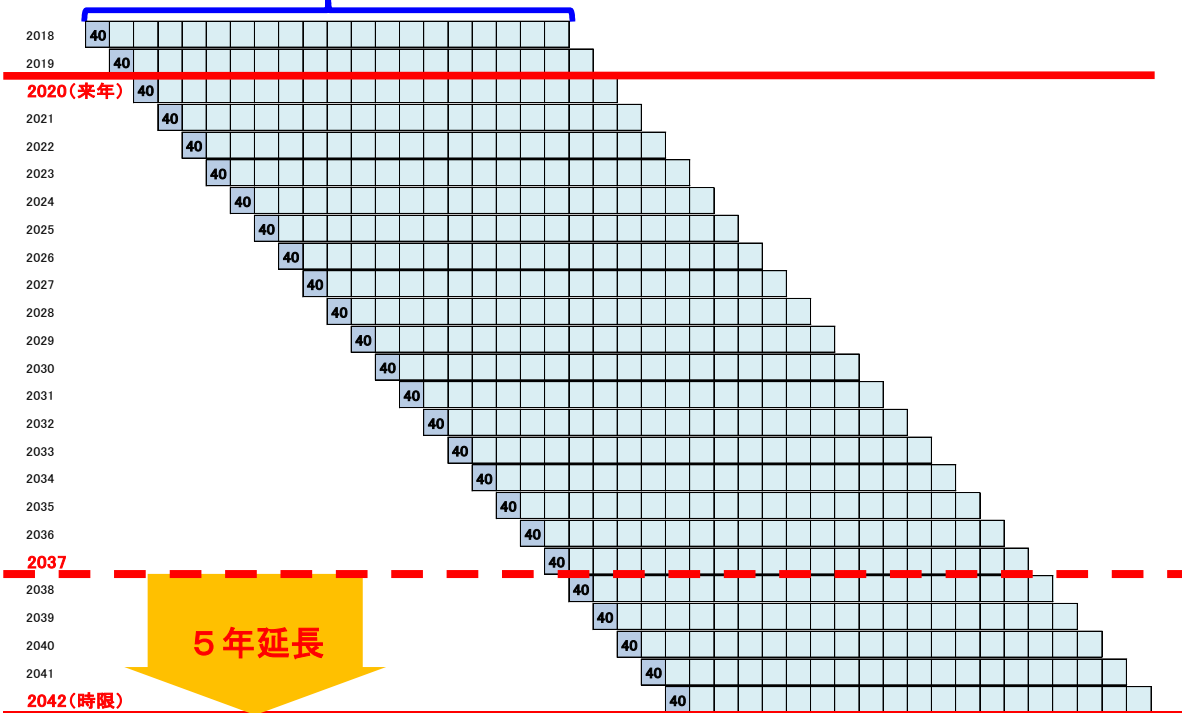
人生100年時代を迎え、高齢期における就労の拡大や働き方の多様化に対応し、私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等に取り組む。**成長資金の供給**を促しつつ、**家計の安定的な資産形成**を促進する観点から、NISA制度全体を見直す中で**つみたてNISAを延長**し、少額からの積立・分散投資を促進していく。

4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

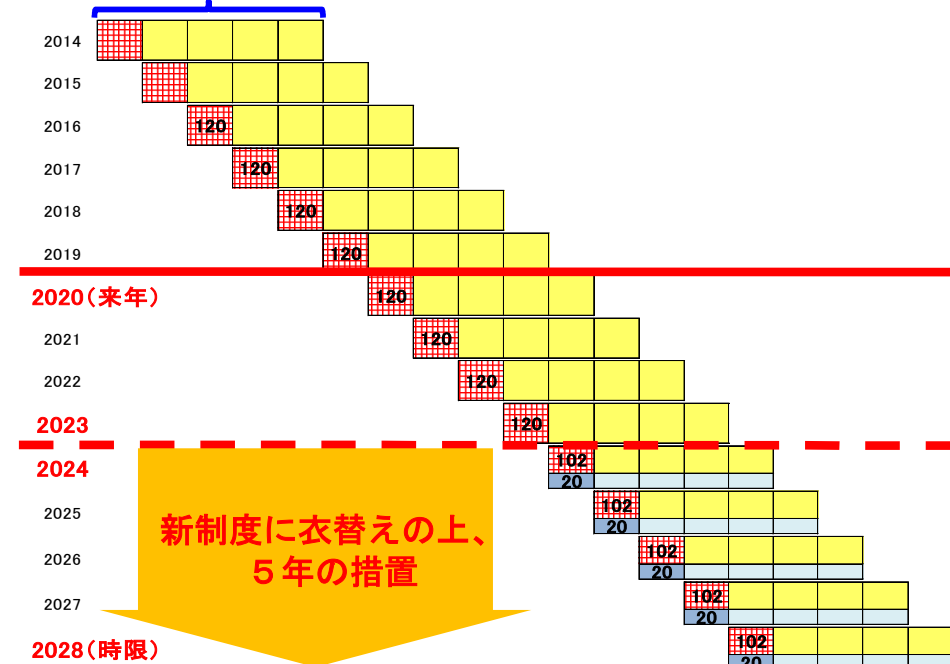
経済成長に必要な**成長資金の供給**を促すとともに、人生100年時代にふさわしい**家計の安定的な資産形成**を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する。

基本的な制度としては、非課税期間5年間の**一般NISA**については、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする**2階建ての制度に見直し**たうえで、口座開設可能期間を**5年延長**する。投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととする。また、非課税期間20年間の現行の**つみたてNISA**については**5年延長**し、ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとする。

【つみたてNISA】20年間



【一般NISA】5年間



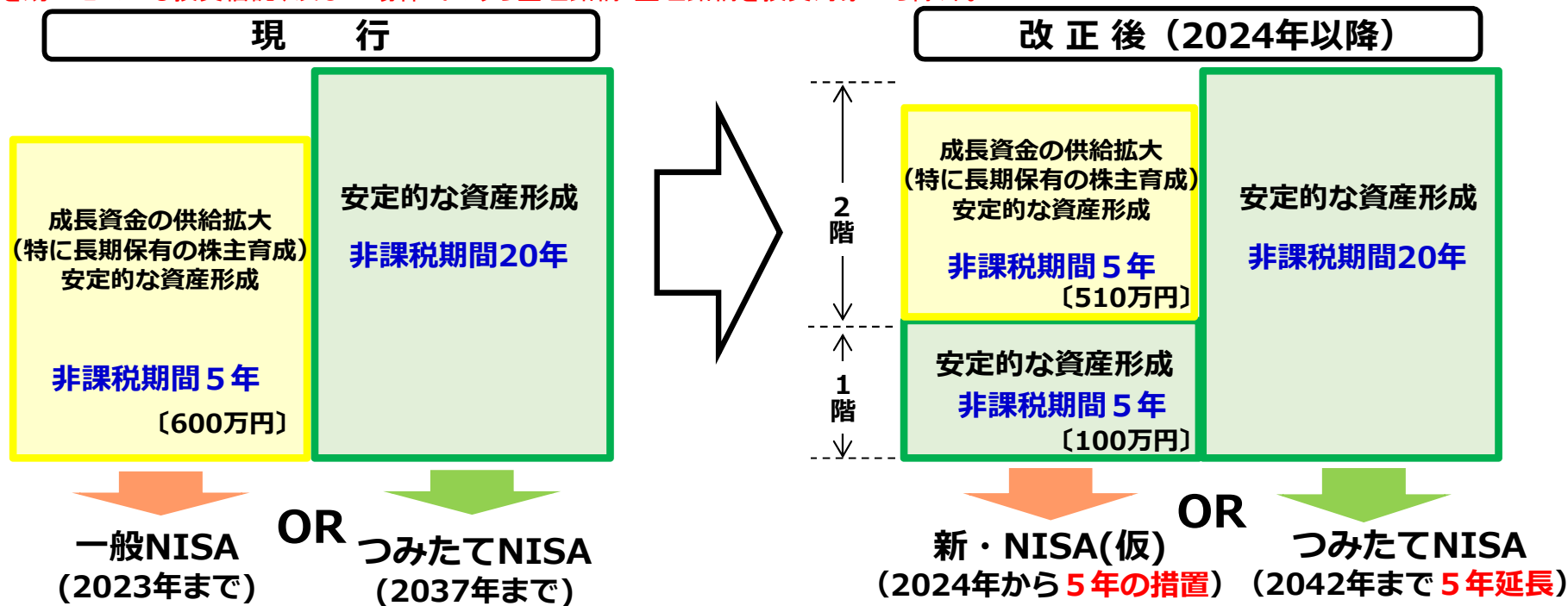
※ジュニアNISAについては延長せず(2023年末で終了)

NISA改正のイメージ

	新・NISA (仮称) (2024年から5年間)	つみたてNISA (5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大（特に長期保有の株主育成）の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間 (終了後は「つみたてNISA」への移行可能)	20年間
口座開設可能期間	令和5年(2023年)まで ⇒ 令和10年(2028年)まで (5年間措置)	令和19年(2037年)まで ⇒ 令和24年(2042年)まで (5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等 (注) 1階 つみたてNISAと同様 (積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

(備考)「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

(注)レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監理銘柄を投資対象から除外。



2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現②

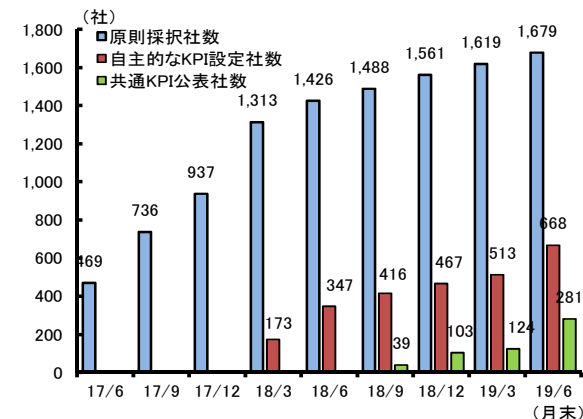
金融行政の実践と方針
(令和元事務年度)

(2) 顧客本位の業務運営の確立と定着

- 「顧客本位の業務運営の原則」を採択した事業者数は増加しているものの、「原則」の趣旨を自ら咀嚼し、実践するスタンスが欠如している事例が散見
- 業績評価体系の見直しや顧客へのコンサルティングの充実等に取り組む姿勢は強まっているが、販売会社間での深度にバラツキ
- 銀行における投資信託の販売額が大幅に減少している一方、外貨建一時払い保険の販売額が急増
- 顧客意識調査においては、金融機関の取組み等についての情報をわかりやすく伝えることが課題

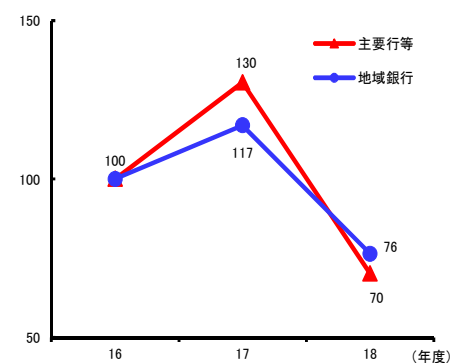
- 「原則」を自らの経営理念に取り入れ、その実現に向けた戦略・取組みが、営業現場に浸透し、実践されているか、経営者等と対話
- 外貨建保険等の販売額が増加している商品について、営業現場における顧客宛提案等の実態や本部における管理の状況についてモニタリング
- 比較可能な共通KPIの時系列分析結果の公表等により、その更なる普及・浸透を図るなど、金融機関の取組みの「見える化」を促進
- 良質なアドバイスができる人材の育成や、顧客の利益を金融機関がより目指していくような手数料体系のあり方について、金融機関と議論

「顧客本位の業務運営の原則」の採択社数・「自主的なKPI」・「共通KPI」公表社数



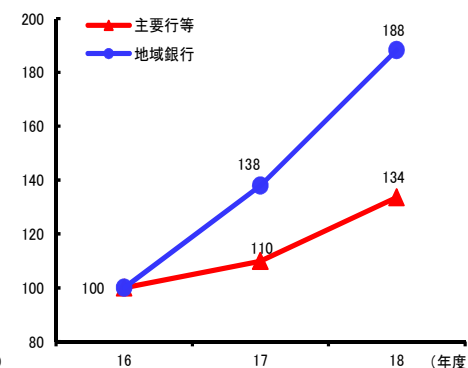
(注1)「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
(注2)「共通KPI」公表社数は、3指標の共通KPIのうち、1指標以上公表している事業者を集計
(資料)金融庁

銀行における投資信託の販売額



(注1) 主要行等9行、地域銀行20行を集計。
(注2) 自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース。
(注3) 16年度を100として指数化。
(資料) 金融庁

銀行における外貨建一時払い保険の販売額



(注1) 主要行等9行、地域銀行20行を集計。
(注2) 16年度を100として指数化。
(資料) 金融庁

【参考】投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI

「自主的なKPI」

- 金融事業者により内容が区々であり、顧客が良質の商品・サービスを提供する事業者を選ぶことは必ずしも容易ではない。
- 金融事業者間で比較できるように、統一的な情報を金融事業者に公表させることが望ましい、との要望。



投資信託の販売会社における比較可能な「共通KPI」

- 長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを表す3指標を「共通KPI」として設定。これらは、現時点において販売会社が保有するデータから算出可能で、ビジネスモデルに依らず比較が可能且つ端的な指標として考えられるもの。

① 運用損益別顧客比率

(保有投資信託にどのくらいのリターンが生じているか)

② 投信預り残高上位20銘柄のコスト・リターン

③ 投信預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

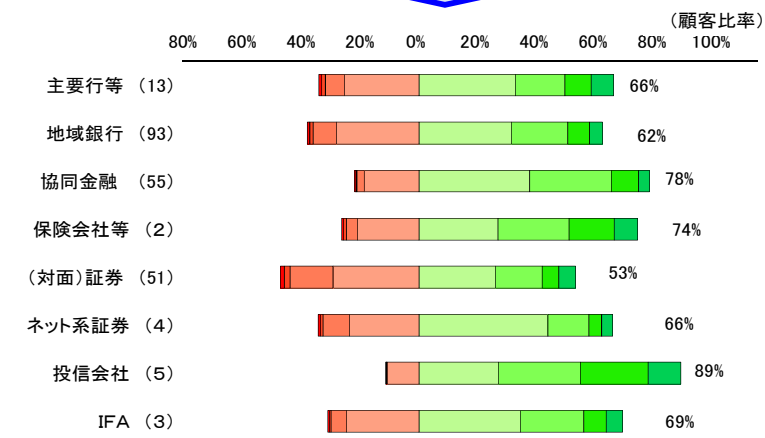
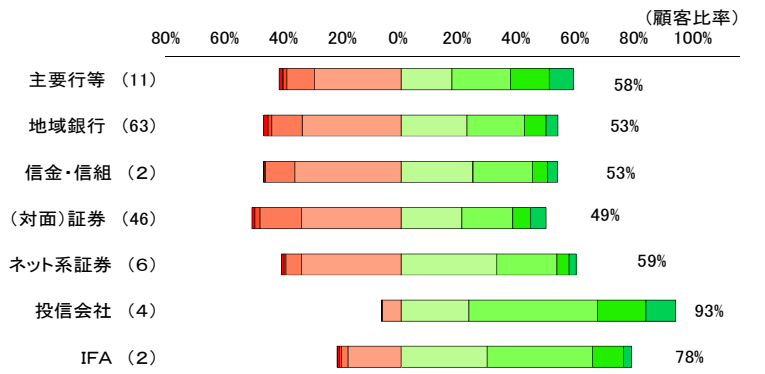
(どのようなリターン実績を持つ商品を顧客に多く提供してきたか)

見方及び今後の展開

- 顧客は「共通KPI」と「自主的なKPI」を併せ、金融事業者の取組状況を総合的に判断可能。「共通KPI」についても、特定の指標のみではなく、複数の指標を見ていくこと、かつ時系列でみることが重要。
- 販売会社において自社の数値の公表を期待。今後、「共通KPI」については、金融事業者の取組状況(システム対応等)を踏まえ、必要に応じて改善。
- 今後、投資信託の販売会社以外の業態においても、比較可能なKPIの指標に関する検討を進めていく。

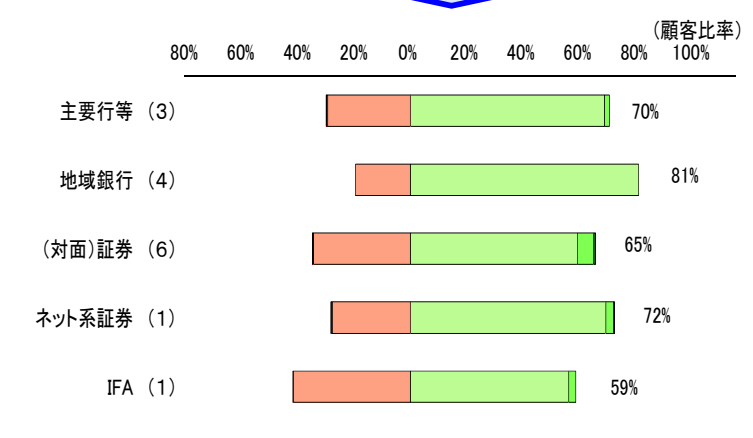
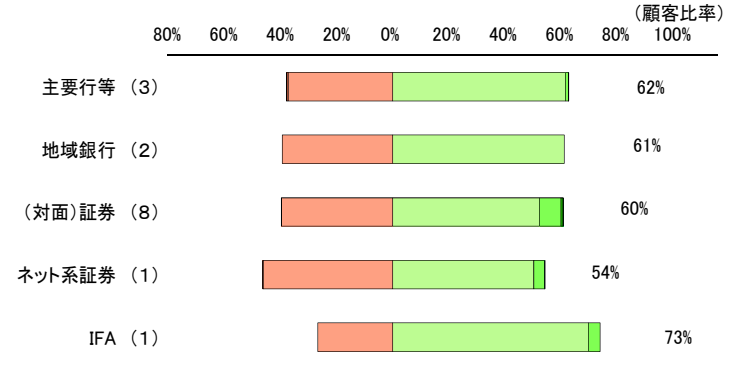
【参考】業態別の運用損益別顧客比率

投資信託の運用損益別顧客比率
(業態別、18年3月末・19年3月末基準)



凡例
 -50%未満 -50%以上-30%以上 -10%以上 0%以上 +10%以上 +30%以上 +50%以上
 -30%未満 -10%未満 0%未満 +10%未満 +30%未満 +50%未満

ファンドラップの運用損益別顧客比率
(業態別、18年3月末・19年3月末基準)



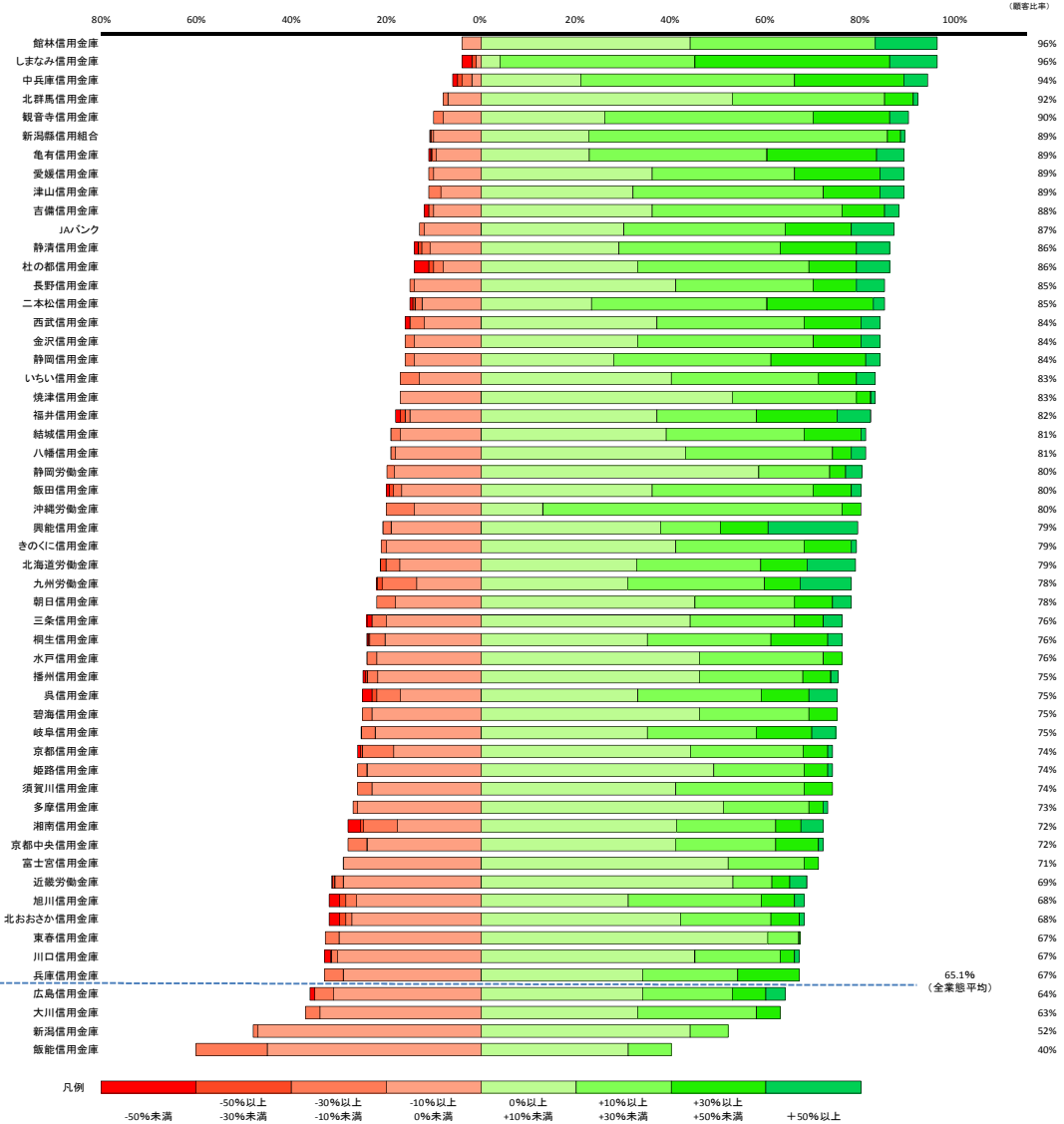
凡例
 -50%未満 -50%以上-30%以上 -10%以上 0%以上 +10%以上 +30%以上 +50%以上
 -30%未満 -10%未満 0%未満 +10%未満 +30%未満 +50%未満

(注1) 上段: 基準日18年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(134先)の公表データを集計(単純平均)
 下段: 基準日19年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(226先)の公表データを集計(単純平均)
 (注2) 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注3) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
 (注4) 協同金融にJAバンクを含む
 (資料) 金融庁

(注1) 上段: 基準日18年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(15先)の公表データを集計(単純平均)
 下段: 基準日19年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(15先)の公表データを集計(単純平均)
 (注2) 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注3) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
 (資料) 金融庁

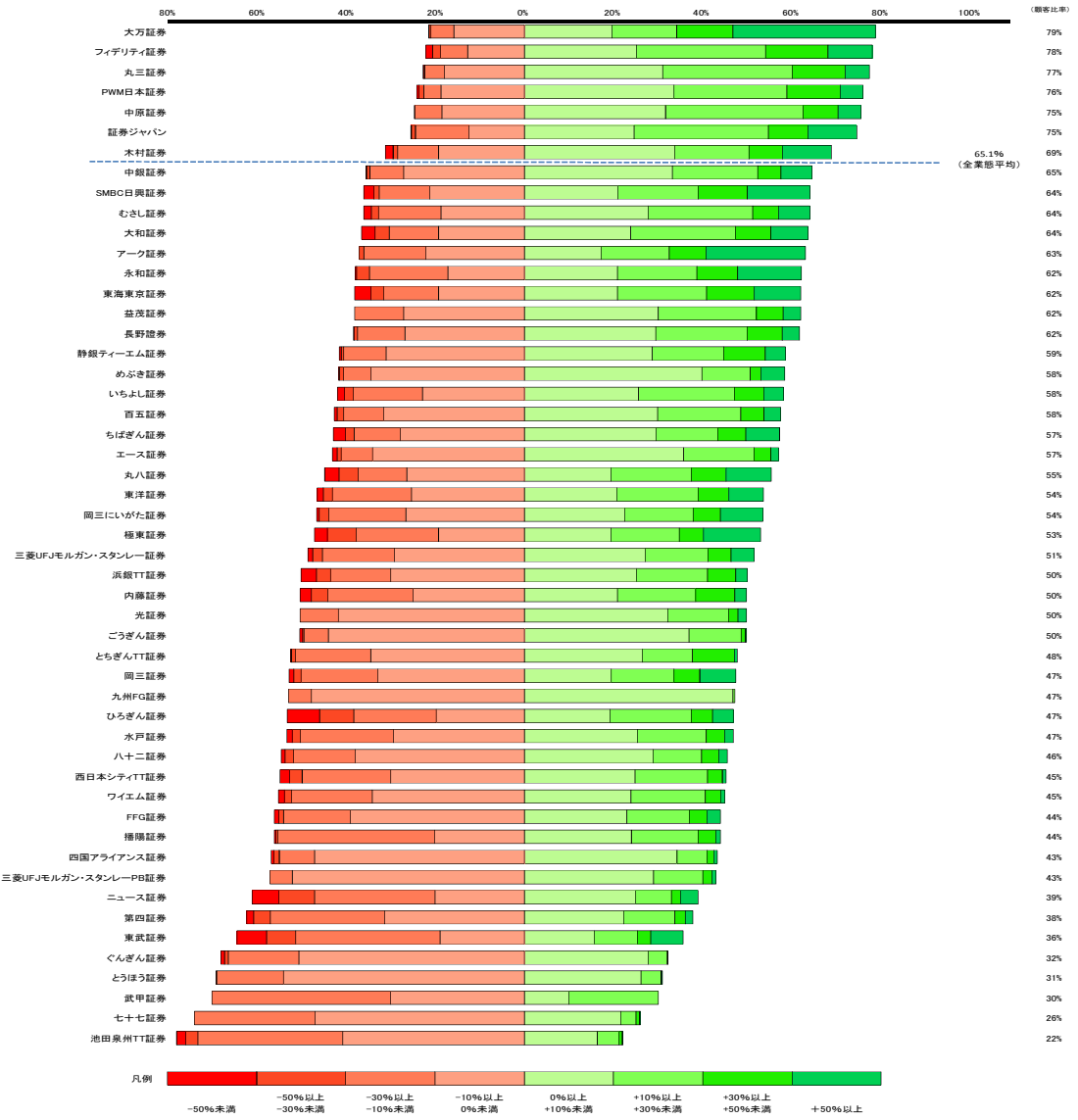
【参考】運用損益別顧客比率(投資信託-②)

運用損益別顧客比率(投資信託) 協同金融 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった協同組織金融機関(55先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

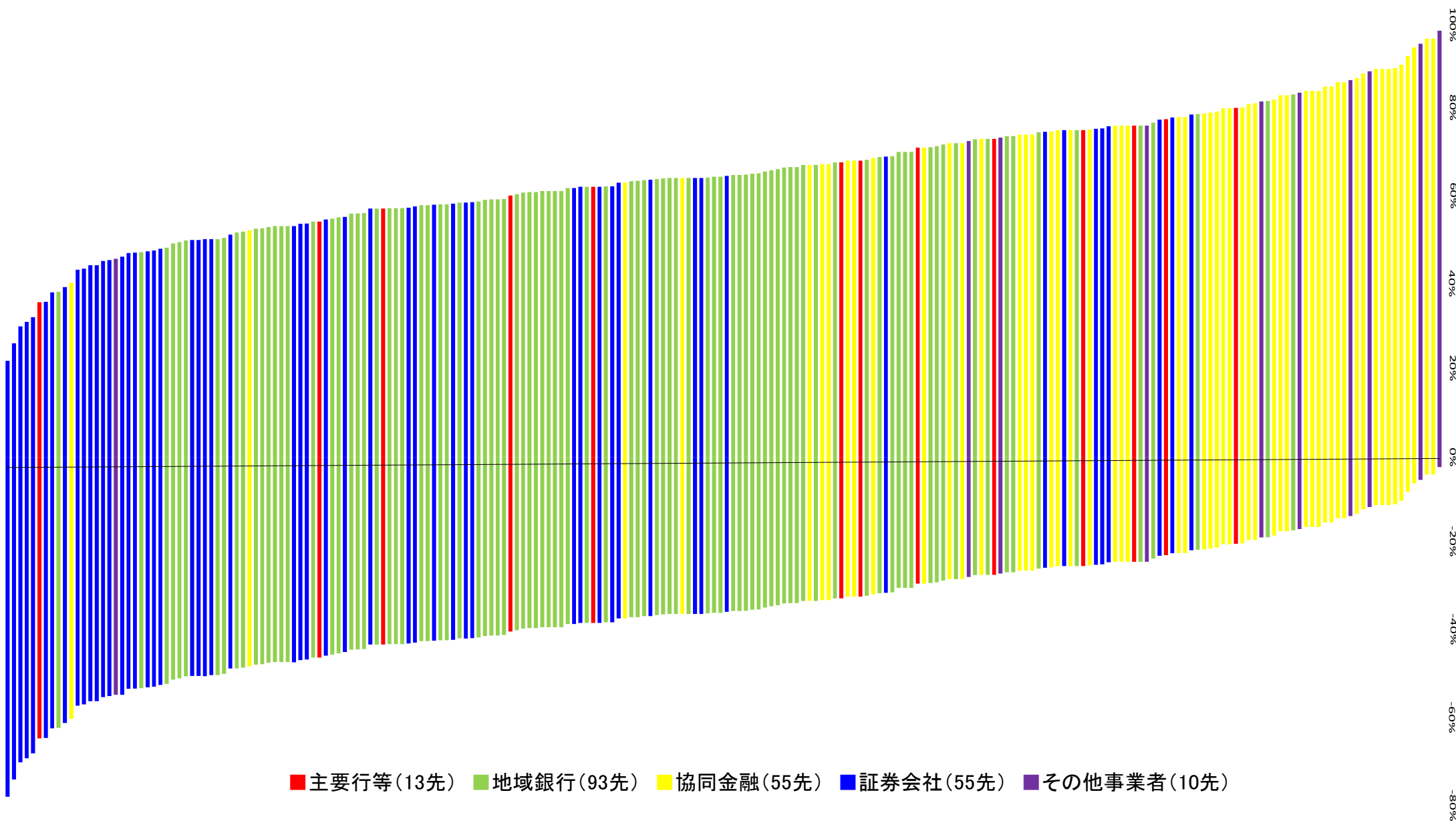
運用損益別顧客比率(投資信託) 対面証券 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった証券会社(51先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

【参考】運用損益別顧客比率（投資信託-③）

運用損益別顧客比率（全業態）
 （右から、運用損益率0%以上の顧客割合が高い順）



(注1) 基準日は19年3月末 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(226先)のデータを集計 (注3) その他事業者とは、投資運用会社・IFA・保険会社等 (資料) 金融庁

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現③

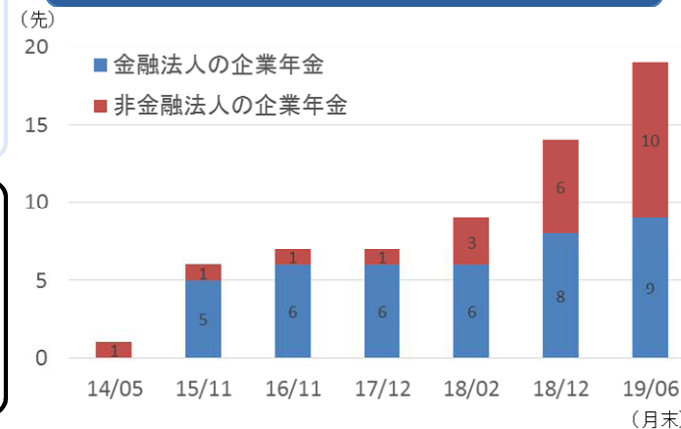
金融行政の実践と方針
(令和元事務年度)

(3) アセットオーナーの機能発揮

- 資金の好循環に向け、運用機関に働きかけやモニタリングを行う**アセットオーナーの機能発揮**が極めて重要
- **企業年金のステュワードシップ・コード受入れ**が増加

- 経済界をはじめとする**様々な関係者との連携**強化や母体企業への働きかけによって、**企業年金の運用態勢の充実**を促進
- **母体企業**によるステュワードシップ活動に対する理解を促進しつつ、**企業年金**のステュワードシップ活動を後押し

企業年金のステュワードシップ・コード受入状況



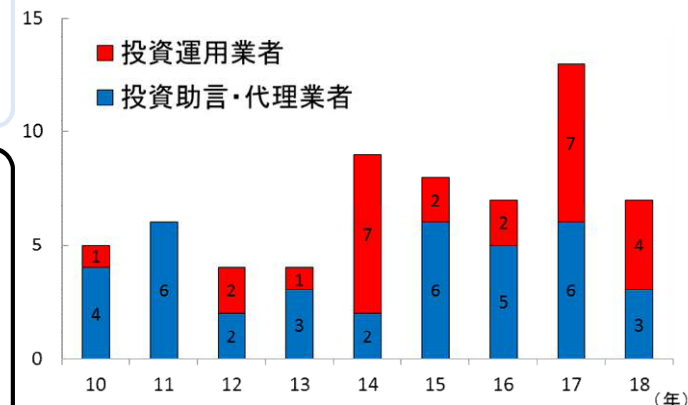
(資料)金融庁

(4) 資産運用業の高度化

- 資産運用業の高度化は、**資本市場の活性化**や**国民の安定的な資産形成**を実現する上で**重要**
- 投資運用業者は、**良好な運用成果を上げる**ことを通じて顧客の信頼を獲得し、**自らの収益基盤を強固なもの**とすることが重要

- 投資運用業者や商品を選別するための「見える化」や新規参入の円滑化により**競争促進を図る**ことで高度化を推進
- 投資運用業者が目指す具体的な姿やそれを達成するための方策の明確化や、海外の運用会社等の先進的な取組み等も踏まえながら、**運用体制の整備等、運用力強化に向けた業務運営態勢の確立を目指す**

外資系業者の新規加入数の推移



(注)金融商品取引法の規定により、投資運用業又は投資助言・代理業として登録を行い、日本投資顧問業協会に新規で加入した外資系の金融事業者の件数

(資料)一般社団法人日本投資顧問業協会より金融庁作成

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現④

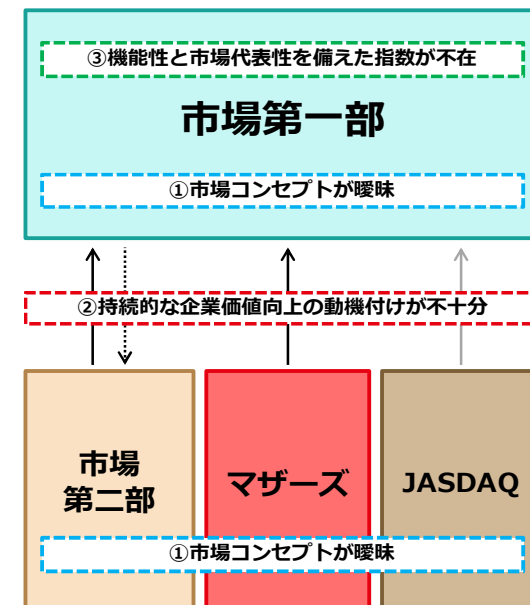
金融行政の実践と方針
(令和元事務年度)

(5) 金融・資本市場の機能・魅力の向上

■ 金融・資本市場の機能・魅力向上に向けて、必要な対応・検討を進めていく必要

- 2020年度上期の**総合取引所の実現**を目指す
- 証券取引所の**市場構造**が**上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資するもの**となるよう見直し
- **東京の国際金融センター**としての地位向上に向けた取組みを推進
- **多様な社債が発行される市場の形成・発展**に向けて、調査・検討を実施
- **受託者の責任**のあり方を含め、**インベストメントチェーンの参加者の果たすべき役割**について、諸外国の状況を参考としながら、調査・検討を実施
- 網羅的・機動的で深度ある市場監視の実施に向け、**ITの活用(SupTech)**や**市場監視の手法等の改善**などを検討

現在の市場構造を巡る課題



(資料) (株)東京証券取引所

(6) コーポレートガバナンス改革

- **投資家の企業に対する理解**を深め、建設的な対話の実質化を促すなど、改革の実効性を高めることが重要
- **企業情報の開示の充実**は、投資家と企業の建設的な対話を促進し、**企業の経営の質を高め、企業価値の向上**を図る観点からも重要

- 投資家と企業の対話の深化に向け**スチュワードシップ・コード**を改訂
- **市場構造の見直し**の動向を踏まえ、例えば、グローバルスタンダードに沿った取締役会の構成など、**各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスのあり方**等を検討
- 有価証券報告書における**経営戦略等の記述情報の充実**に向け、特に**企業の経営者に働きかけ**

ICGN^(注) 年次総会の模様 (本年7/16-18東京開催)



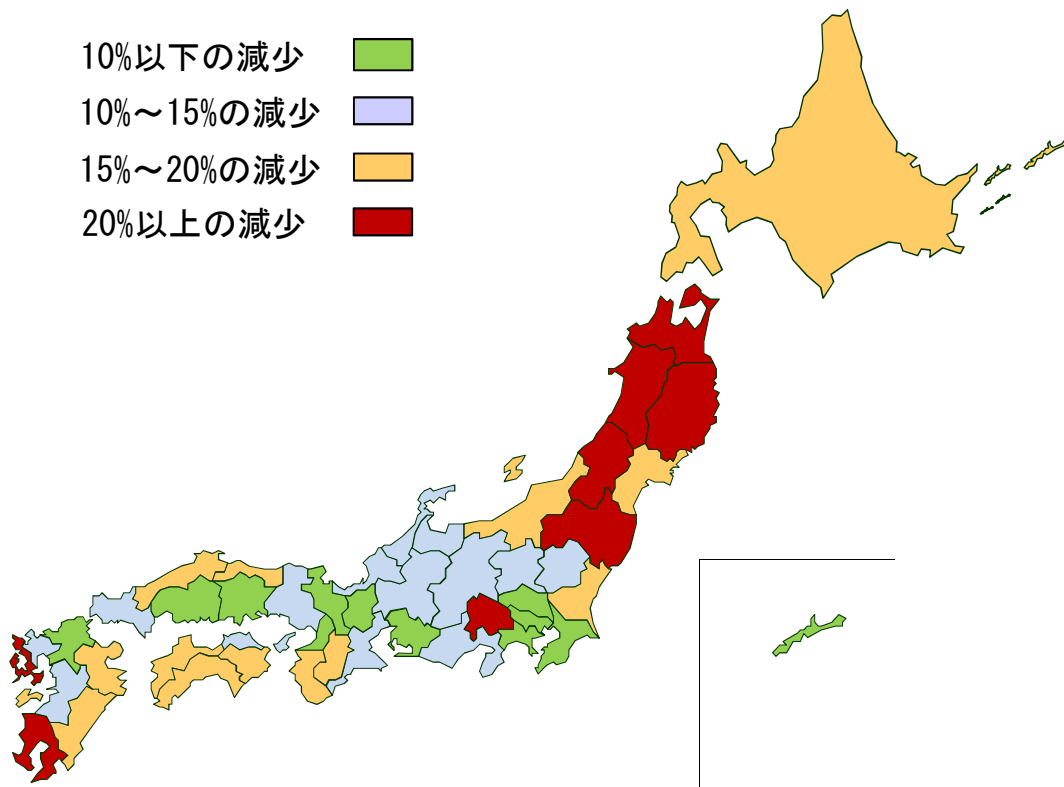
(注) International Corporate Governance Network

Ⅱ. 金融行政の重点施策等

(3) 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの 安定の確保 / 金融庁の改革

地域金融機関を取り巻く環境の変化

都道府県別の生産年齢人口の減少率 (2016～2030年)



(出典) 金融庁

10年国債利回りの推移 (2012～2019年)

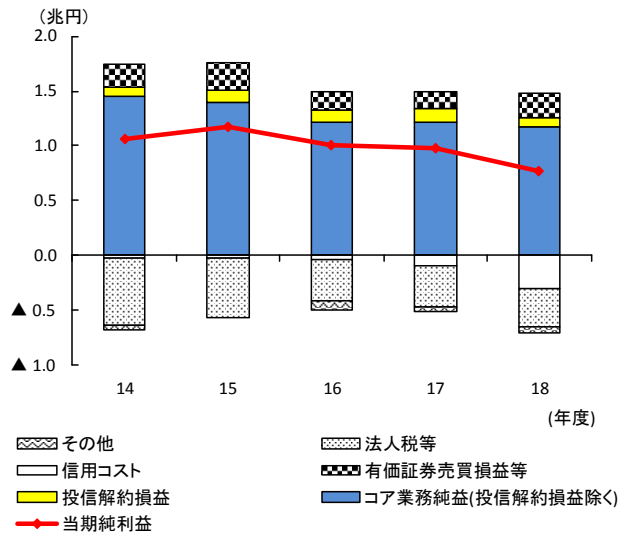


(出典) Bloomberg より、金融庁作成

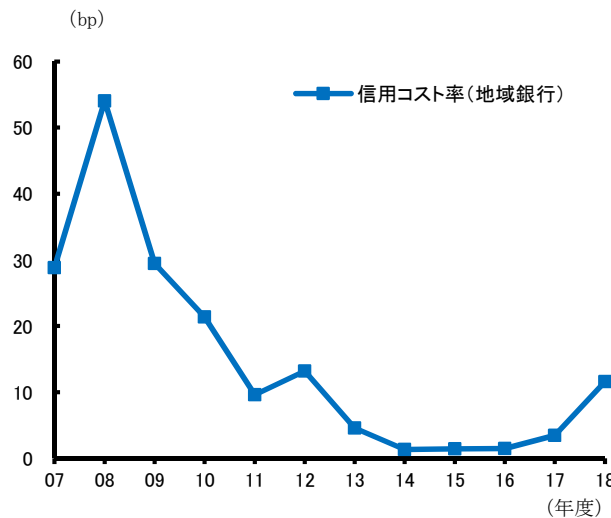
地域金融：地域金融機関を巡る経営環境

- 地域銀行の決算の状況を見ると、コア業務純益(投信解約損益除く)は貸出利鞘の縮小から低下傾向で推移。信用コストの増加なども加わり、当期純利益も低下傾向
- 信用コスト率は、景気が緩やかに回復する中で、過去の平均と比べて極めて低い水準で推移しているものの、2017年度以降は上昇しており、今後注視していく必要
- 地域銀行の運用する国債・地方債の約4割が今後3年間以内に償還。今後とも、地域金融機関の経営体力やリスクコントロール能力に見合ったリスクテイク等の観点も踏まえて、モニタリングを実施
- 持続可能な収益性と将来にわたる健全性の確保の観点から懸念のある地域金融機関に対しては、早期警戒制度を活用し、早め早めの経営改善を促す

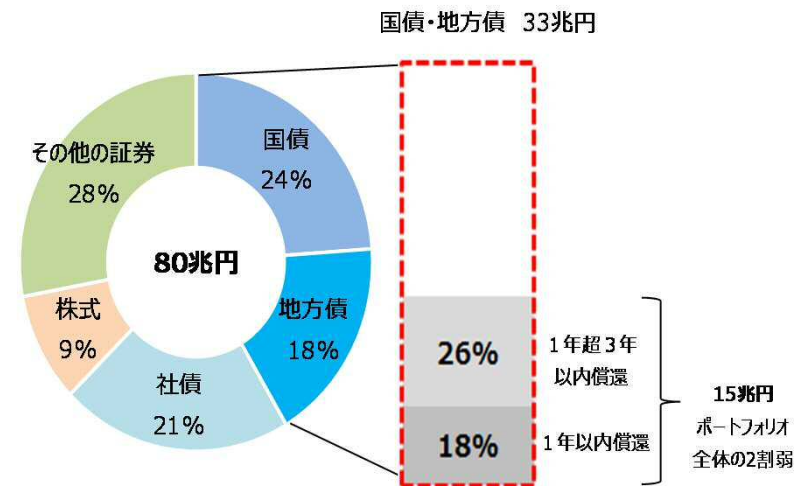
地域銀行の決算の動向



地域銀行の信用コスト率の推移



地域銀行の有価証券の保有状況
(2019年3月末時点)



(注1) 期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない

(注2) 有価証券売買損益等=株式3勘定戻+債券5勘定戻

(注3) 信用コスト=(一般貸倒引当金繰入額+個別貸倒引当金繰入額+特定海外債権引当勘定繰入額+貸出金償却)-(貸倒引当金戻入益+償却債権取立益)

(資料) 金融庁

(注1) 期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない

(注2) 信用コスト率=信用コスト額/貸出金残高

(注3) 信用コスト=(一般貸倒引当金繰入額+個別貸倒引当金繰入額+特定海外債権引当勘定繰入額+貸出金償却)-(貸倒引当金戻入益+償却債権取立益)

(資料) 金融庁

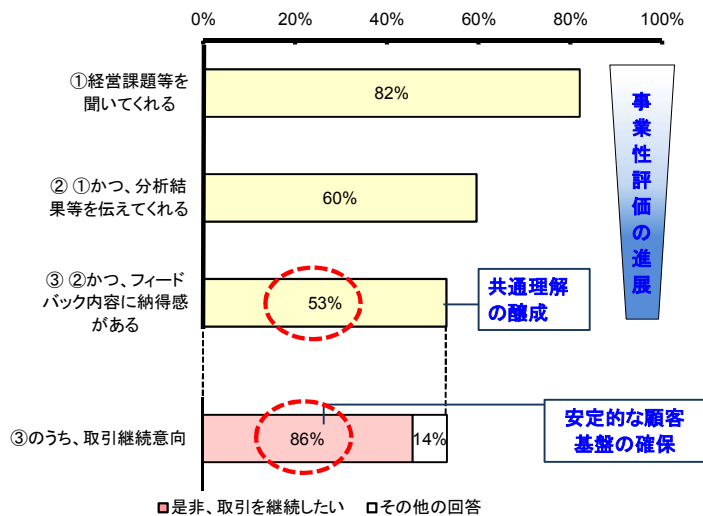
(資料) 各社公表資料より、金融庁作成

地域金融：金融仲介機能の発揮状況

- 金融仲介機能の発揮については一定の進展。「企業アンケート調査」によれば、「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業が約半数(53%)（「金融仲介機能のベンチマーク」からも、事業性評価に基づく融資の進展が見て取れる）
 - また、このうちの9割弱(86%)の企業が、金融機関との取引継続を強く希望。企業の経営課題に耳を傾け、企業との間で認識を一致させて共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与
 - 金融機関による融資以外のサービス提供を望む企業は少なくない(*)が、実際に金融機関から経営改善支援サービスの提案を受けた企業は約3割(融資等の提案を受けた企業は約6割)。地域金融機関による、企業ニーズのくみ取りとこれに応じた各種サービス提供を期待
- (*)過去1年間で金融機関からの「融資を必要としなかった」とする企業のうち、7割超が融資以外の「サービス提供」を受けたいと回答

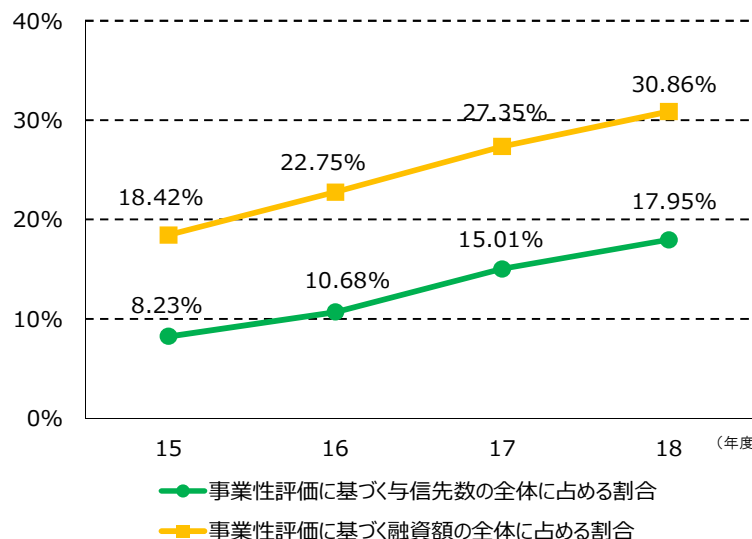
事業性評価の進展状況

平成30年度 企業アンケート調査の結果



※)なお、③以外の先のうち、「是非、取引を継続したい」と回答した者は約6割。

(参考)金融仲介機能のベンチマーク
(事業性評価に基づく与信先数・融資額の全体に占める割合の推移)

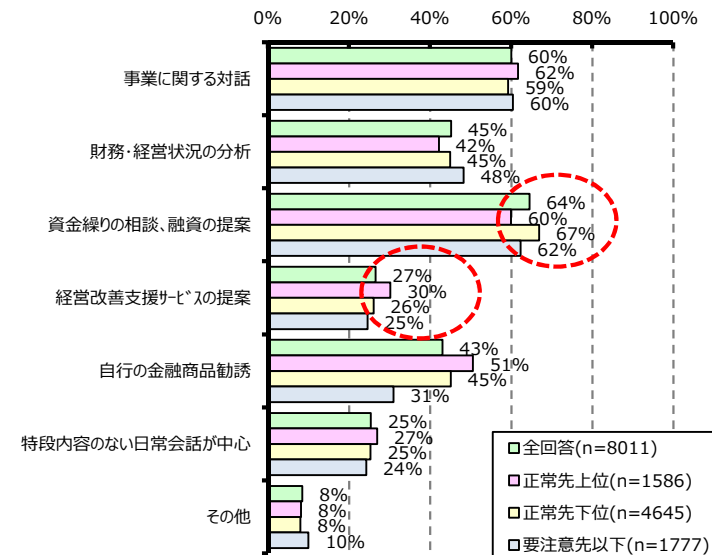


(注)メインバンクについて集計(n=8,057)
(資料)金融庁

(注)16/3期~19/3期の4期間において全ての計数の確認ができる地域銀行について集計(n=88)。
(資料)金融庁

地域金融機関の取組課題 (平成30年度企業アンケート調査結果より)

Q.過去1年間について、取引金融機関の担当者は、貴社を訪問した際、どのようなことをしてくれましたか。
(複数回答可)



(注)メインバンクについて集計
(資料)金融庁

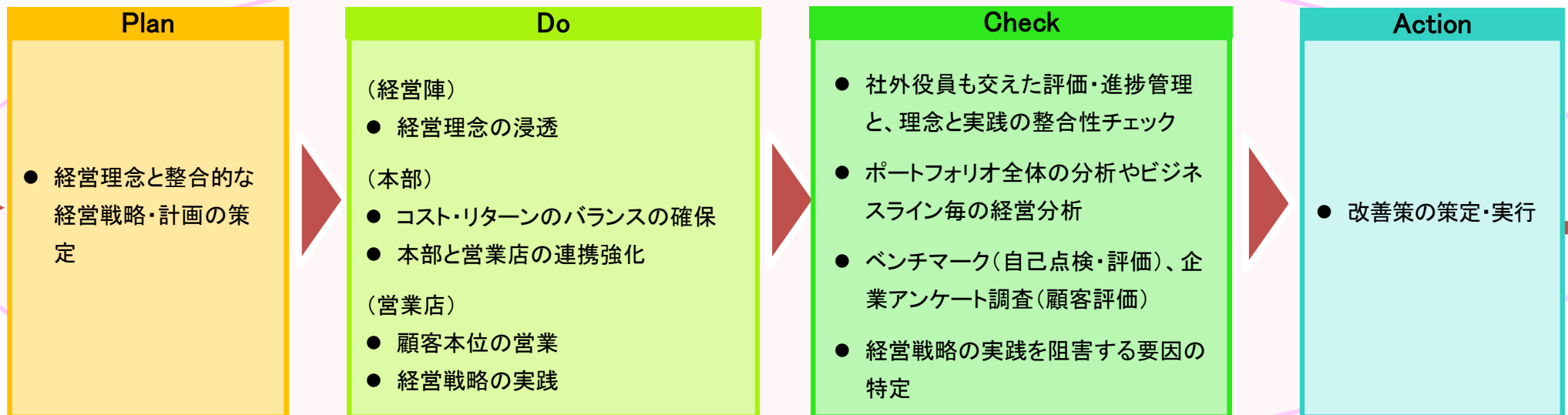
地域金融機関の対応と課題

- 地域金融機関は、安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献することが求められる
 - そのため、地域金融機関の経営者は確固たる経営理念を確立し、その実現に向けた経営戦略の策定とその着実な実行、PDCAの実践を図ることが重要(下図参照)
- 当局は、地域金融機関の各階層(経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員)、社外取締役とフラットな関係で対話を実施。対話にあたっては、心理的安全性(※)を確保することに努める

※心理的安全性:一人ひとりが不安を感じることなく、安心して発言・行動できる場の状態や雰囲気

持続可能なビジネスモデルの構築に向けた地域金融機関の経営のあり方

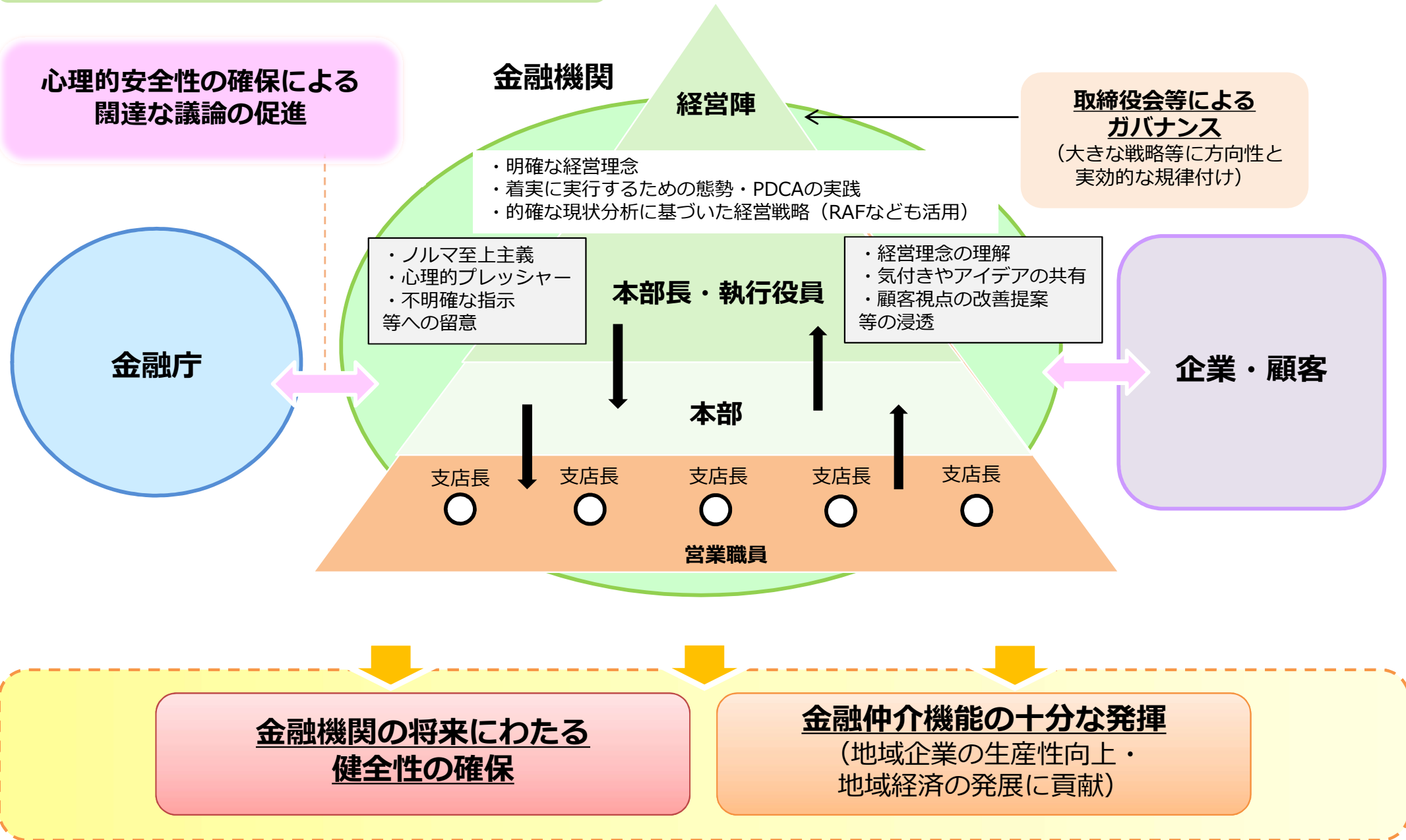
経営理念



3. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保④

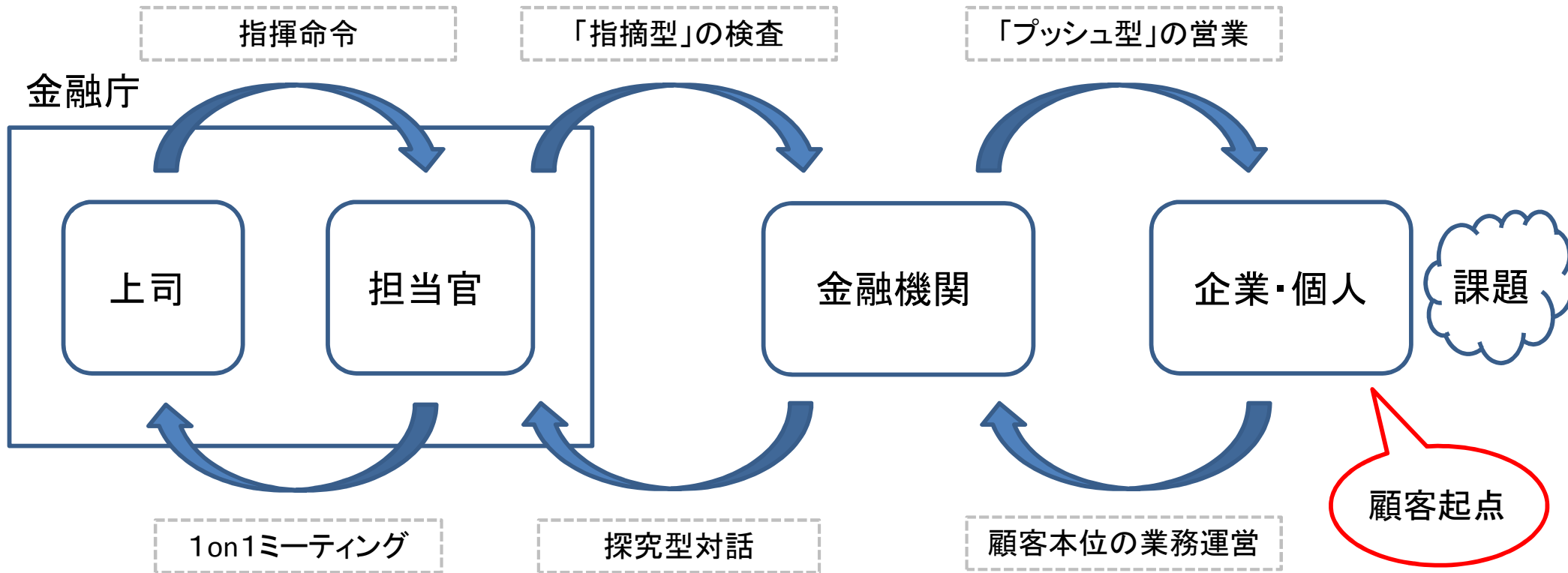
金融行政の実践と方針
(令和元事務年度)

(参考) 企業・顧客と金融機関、金融庁



顧客との「共通価値の創造」のために

- 顧客起点で課題を解決するためには、金融機関だけでなく、金融庁も変わる必要



指示の連鎖 “Chain of Command” から、対話の連鎖 “Chain of Dialogue” へ

金融庁の改革 これまでの進捗(全体像)

【目的】1人ひとりの職員が、やりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場へと変革すること

→ 職員が、自身の仕事や自らのキャリアパスについて「自分ごと」として考え、行動することが必要

ハード面の改革〔当面の人事基本方針〕

- 人事配置の改革
 - ✓ 能力主義に基づく任用
 - ✓ ローテーションの長期化
 - ✓ 配置の偏り是正(官房・長期在任者)
 - ✓ 総務係長強化
- 人事評価の見直し
 - ✓ 360度評価研修の対象拡大
 - ✓ 評価単位の見直し(少人数グループ化)
- 人材育成の改革
 - ✓ 専門分野ごとの育成(担当者明確化、育成プラン策定)
 - ✓ キャリア形成支援(説明会の充実、キャリア面談の見直し)
 - ✓ 研修の見直し
- 改革の定着・深化
 - ✓ 満足度調査の実施

1人ひとりの職員の行動を変えるためには、ハード面だけでなく、ソフト面の改革(組織活性化)が必要

ソフト面の改革〔組織活性化〕

- コミュニケーションの充実
 - ✓ Tone at the top
 - ✓ タウンミーティング
 - ✓ 少人数グループ化(1on1ミーティング)
 - ✓ FSA FUTURE
- 参加の機会の提供
 - ✓ 政策Open lab
 - ✓ 金融経済教育(講師派遣)
 - ✓ 「何でも目安箱」

コミュニケーション活性化に向けた取組み

Tone at the top

- 職員（特に若手職員）と幹部職員とのコミュニケーション機会の増加等を図るため、遠藤長官からの定期的な意見発信を実施（昨事務年度11回開催）

✓ これまでの開催テーマ：

- ・新事務年度の開始にあたって
- ・組織活性化
- ・モニタリングのありかた
- ・地域金融のモニタリング体制



Tone at the top の模様

タウンミーティング

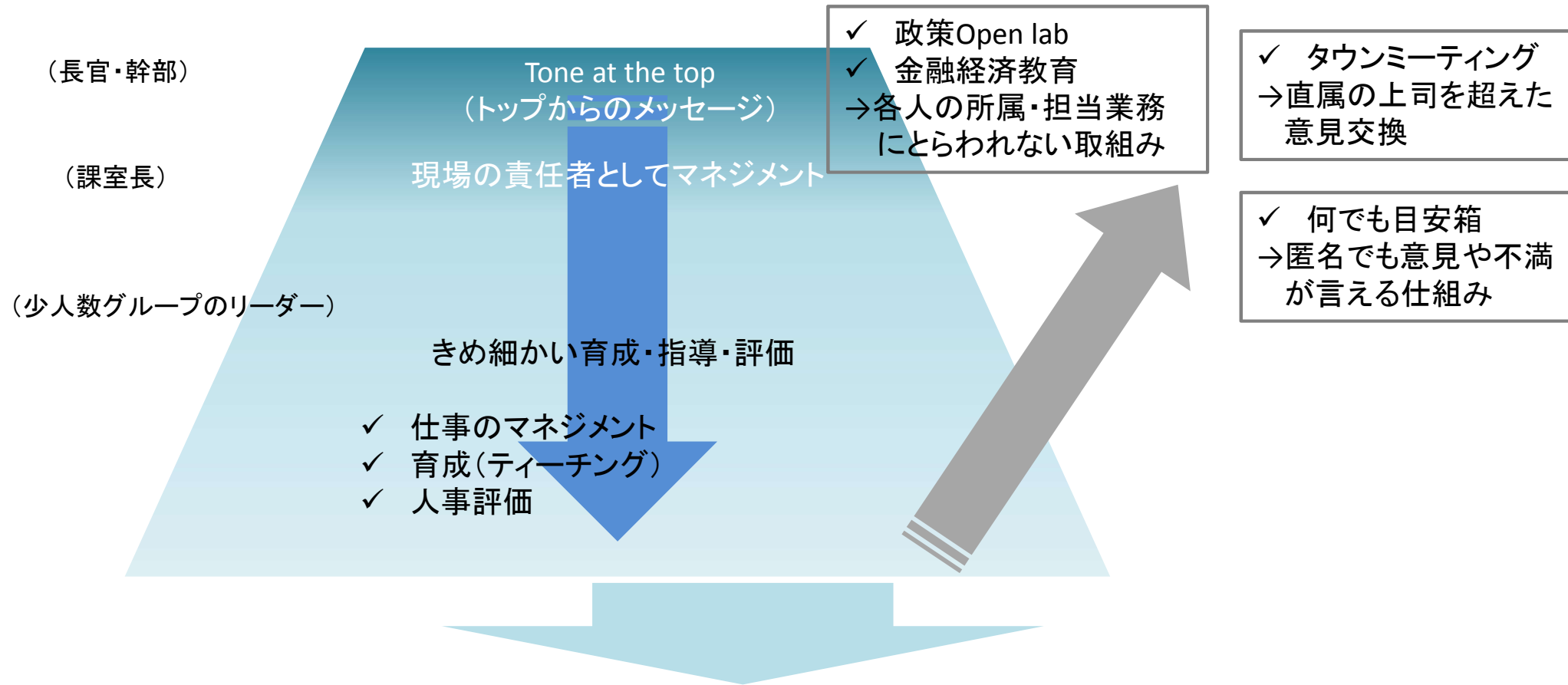
- 職員と幹部職員とのコミュニケーション機会の増加等を図るため、各局幹部が開催（昨事務年度約100回開催）

少人数グループ化

- 若手職員を中心とした人材の育成・活用や、組織の活性化を図る観点から、各課室の中で5～10名程度の「少人数グループ」を編成し、職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、かつ、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境を整備するとともに、職員同士がお互いに支え合える体制を構築（仕事のやり方を、係単位からグループ単位へ）

コミュニケーション活性化に向けた取組み(現状分析)

■ 組織や幹部の考えを直接聞く機会(仕組み)は充実



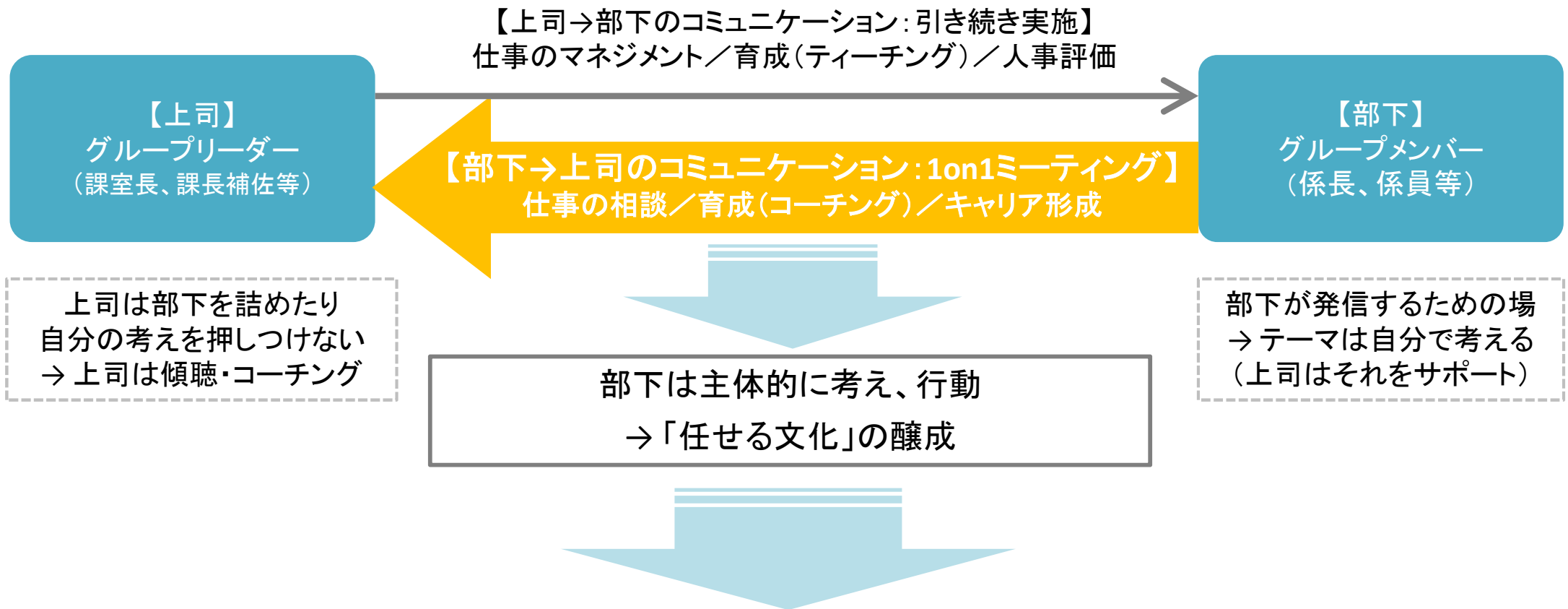
■ 若手職員にとって、幹部の存在は身近になったかもしれないが、コミュニケーションが上(上司)→下(部下)の一方通行となっていないか? 【双方向の対話の必要性】

■ コミュニケーションは活性化しても、部下は言いたいことを言えず(こんなこと言って大丈夫?怒られない?)、上司からの声かけ待ち・指示待ちになってしまっていないか? 【心理的安全性の確保の必要性】

1on1ミーティングの導入

- 部下職員の主体的な行動を引き出すためには、双方向のコミュニケーションが不可欠
→ 部下が主体となるコミュニケーションの仕組みとしての1on1ミーティングを導入

(1on1ミーティングのイメージ)



1人ひとりの職員が、やりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場へ

優れたマネージャーが実践する8つの習慣(グーグルのプロジェクト・オキシジェン)

Rule 1

部下と定期的に対話(1on1ミーティング)を行い、具体的かつ建設的なフィードバックを行う。

Rule 2

部下にできることは任せて、マイクロマネジメントをしない。大きな課題にチャレンジできるよう、少し高い目標を設定する。

Rule 3

部下のことを、仕事だけでなく、ひとりの人間として見て、思いやりを持って接する。部下の成功と心身の健康を気にかけている事を態度で示す。

Rule 4

優先順位の高い仕事にチームを集中させ、成果を挙げる。上司として、チームの目標実現にとって障害となるものを取り除く。

Rule 5

コミュニケーションを常に双方向で行う。部下の話に耳を傾け、部下と情報を共有する。部下が自由に意見を言えるオープンな環境をつくる。

Rule 6

部下のキャリア開発を支援する。

Rule 7

(たとえ混乱の中にあっても、)チームの目標と戦略を常に明確に示す。

Rule 8

部下にアドバイスできるに足る重要で技術的な専門知識を持っている。必要があれば袖をまくり上げ、部下と一緒に課題に取り組む。

(注1) Rule 1~8は、チームの業績と満足度にとって重要度の高い順

(注2) 同プロジェクトの紹介記事等を参考に金融庁作成

民間企業の取組事例(1on1ミーティング)

- 1on1ミーティングは、グーグルなどシリコンバレーの企業が導入し、注目を集める。
- 日本でも、ヤフー、パナソニック、楽天、日清食品などの企業が導入。

グーグル

- ✓ 2012年に開始した「プロジェクト・アリストテレス」では、生産性の高いチームの特性として、「心理的安全性」が高いことが最も重要であるとしている。
(※)心理的安全性(Psychological Safety):メンバーが「こんなことを言ったらチーム内で馬鹿にされないだろうか?」といったネガティブなプレッシャーを受けず、自分らしくいられると感じる状態
- ✓ チームの心理的安全性を高めるための仕組みとして「1on1ミーティング」を導入
(1人のマネジャーが十分に面倒を見られるメンバーの数は7名以内)

パナソニック・コネクティッドビジネスソリューションズ社(B2Bソリューション事業の社内カンパニー)

- ✓ 事業とマネジメントの変革に向け、風土(カルチャー&マインド)の変革を目的として2018年4月より導入
- ✓ 1on1ミーティングのねらい:社員の自律的な行動を引き出す

[概要]

- ✓ 前提としてのSpan of Controlの適正化(7名)
- ✓ ルール化(部下1人あたり15分/2週間)
- ✓ 人事評価と連動(1on1と360度評価がセット)
- ✓ 部下が上司に話をするのが9割
- ✓ 上司は部下の話を聴くのがつとめ(teachingではなくcoaching)
- ✓ 1on1に必要なスキルの習得機会の提供(コーチング研修)

政策オープンラボ

- ✓ 若手職員を中心とした人材の育成・活用、組織の活性化に取り組むとともに、職員の新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へとつなげるため、職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）を設置。
- ✓ プロジェクト参加者は、業務時間のうち1～2割程度を政策オープンラボに充ててよいこととし、活動に必要な経費（例：有識者へのヒアリングに要する費用）を支給。あわせて、幹部職員を各プロジェクトチームにメンターとして配置し、プロジェクトの進捗管理を行う。
- ✓ 昨事務年度、15のプロジェクトチームが立ち上がり、約80名の職員が参加し、それぞれ幹部への報告会を実施。

具体的な取組事例

金融教育のあり方	Pillar2 資本賦課及びそれを通じたマクプルツールの検討
有価証券報告書等の審査業務におけるAI利用の検討	金融庁ネットワークを活用した地域課題解決支援
金融庁のビジョン策定	ルーティン業務におけるIT技術の活用
金融行政のオーラルヒストリー	2040年における金融の将来像
資産運用業の高度化に資する調査及び諸施策の検討	職員のコミュニケーションの活性化
デリバティブ取引市場におけるDynamic supervisionを目指して	米国商業銀行や当局検査・監督の実態
データ・定量分析に基づいた政策立案のためのヒストリカルデータの整理・分析モデルの提案	家計ドッグ構想（個人・家計の効率的な資産形成のための手法）
子育て職員プロジェクト	

地域経済エコシステムの形成・深化に取り組む金融庁のチーム

■ **地域課題解決支援チーム**：金融育成庁として、地域課題のある現場（地域・民間）に飛び込み、地方と中央、産学官金をつなぎ、地域のプレイヤーが活躍できるための地域課題の解決策を共同企画・実施。

地域活性化に熱意のある公務員・金融マン・支援機関等職員の情報（約1,400名）を蓄積。

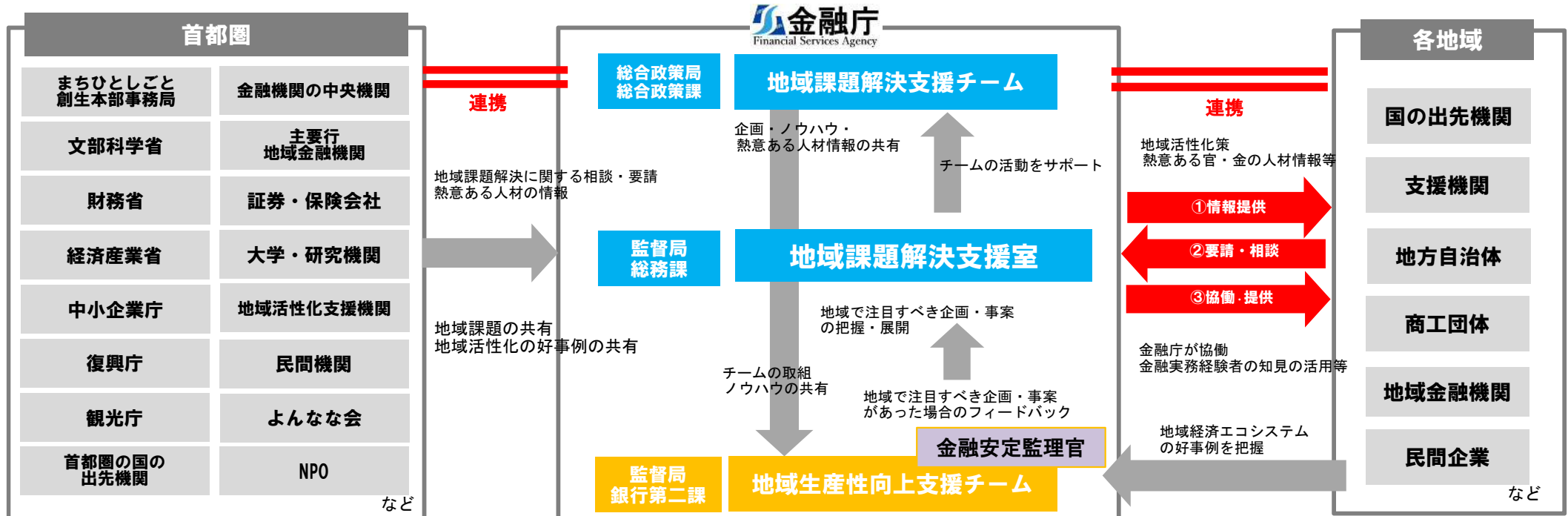
（例）新現役交流会2.0（首都圏人材を活用した中小企業経営課題の解決支援策）、潜在的起業希望者支援に関する環境整備、官金が交流する「ちいきん会」の定期的な開催

■ **地域課題解決支援室**：地域課題解決支援チームや、財務局・地域金融機関等の地域経済エコシステムの形成・深化に向けた取組みをサポート。

（例）地域の注目すべき企画・取組に関する情報収集と他の地域への展開についての検討

地域のメインプレイヤー等の求めに応じて、活性化策や熱意のある官・金の人材情報等を財務局と共有し、地域経済エコシステムの形成・深化を支援

■ **地域生産性向上支援チーム**：地域課題解決支援チーム・室と連携しつつ、地域金融機関による顧客企業の生産性向上支援に向けた金融庁・財務局の対話の質の向上につながるよう、顧客企業や商工会等の多様な関係者との対話を実施。



地域課題解決支援チームの活動について (2)

- 熱量の高い公務員と金融マンを結びつける交流会(ちいきん会)を企画
- キーパーソンと連携し、ダイアログ(対話)を重ね、地域課題解決に向けた具体的な取組みを支援

(1) 自治体と金融機関職員等のネットワーク構築支援

- 1 チームが熱量の高い公務員が集う会合(よんなな会)に参加
 - 「よんなな会」で金融庁長官が講演を行ったことを契機に、定期的に本チームが参加
 - 本会で公務員から寄せられた声:
 - ・熱意ある金融マンと交流・連携したい!
 - ・融資以外の金融機関の機能を理解したい!

※「よんなな会」…国と地方の公務員をつなぐ活動を展開する一般社団法人
- 2 「よんなな会」に金融マンとともに参加
 - 平成31年1月「よんなな会」に、地銀・信金・信組・政府系金融機関と共同参加
- 3 熱量の高い公務員と金融マンとの交流会(ちいきん会)を企画
 - 地方創生に関心ある公務員や金融マンが肩書きを外して自由に意見交換する会を開催し、新たな取組みや連携に結び付けるネットワーク構築を支援

[事務局] 内閣官房、金融庁、城南信金、第一勧業信組、(一社)よんなな会、JPBVの有志

第2回「ちいきん会」

- 令和元年6月8日(土) in 城南信金
- 約210名(全国各地から)
- トークセッション
- 参加者のニーズとギフトのマッチング
- 交流会

連携の事例

- 産学官金連携の中小企業支援を行う公務員から、連携の進め方など成功事例を共有。
- 遺言の書き方や訪問サービスの充実を求める声に対応したいとの公務員が抱える課題に対して、高齢者向けサポートサービスを行う金融機関より、高齢者の声を共有することについて、今後協議していく。



(2) 地域課題の解決のための連携

(計数は、平成31年3月31日現在)

- 1 自治体のキーパーソン(公務員)を探し出す
 - 熱意ある地方公務員が集う会合に参加し、地域課題をヒアリング

48先
- 2 地域における具体的な課題を把握する
 - 各種会合で出会った地方公務員とSNSや対面で意見交換し、具体的な地域課題を把握

25先
- 3 地方創生に取り組む支援機関との勉強会
 - 地域活性化に向けて、特徴的な取組みをするキーパーソンや民間企業・支援機関等と意見交換

24先
- 4 各支援機関との地域課題解決に向けたダイアログ
 - 支援機関(金融機関を含む)とともに、本チームが把握した具体的な地域課題解決に向けた対応策等についてのダイアログ(対話)を実施

4回
- 5 課題提示者や支援機関等とのダイアログ
 - 地域に入り込み、人と人をつなげ、協働できる取組を模索するダイアログを開催

6回



■ 東北地方ダイアログ(H31. 3)

- 課題: 企業が人材不足に悩み、多様な雇用形態を許容するアドバイザーを要望
- 企画: 被災3県の金融機関が業態を超えて連携し、国の機関とともに首都圏の企業OBを求める企業との人材マッチングイベントを企画
- 連携: 内閣官房、復興庁、金融庁、経済産業局、財務局、地元金融機関など

■ 熊本県ダイアログ(H31. 3)

- 課題: 創業しやすい環境を創る
- 企画: ①創業支援機関による情報共有ネットワークを構築し、起業者を支援
② 起業の芽を教育の現場で育むため、講師を担う起業家をデータベース化
③ 起業経験者と金融機関との意見交換会の開催
- 連携: 熊本県、熊本市、金融庁、財務局、地元金融機関、よろず支援拠点など

地域課題解決支援チームの活動について（3）－東北での活動状況－

(1) コミュニティの形成支援「ちいきん会」 (地方創生に関心ある公務員と金融マンの交流会)

■背景: 地元経済を支える、熱意ある公務員は、一緒に行動できる金融機関職員との接点を求めている。

- 目的:
- ・熱意ある公務員と金融機関職員が、肩書を外して安心して建設的な議論を展開する場の提供
 - ・相談・共感・行動できる仲間との出会いをサポート。

- 内容
- ・参加者のテーマプレゼン(3分/人)
 - ・共感するテーマで車座意見交換
 - ・立食での交流会



■ちいきん会 ■Facebookページ

ちいきん会の開催

①	2019.3 東京	230名
②	2019.6 東京	200名
③	2019.11 福島	380名



■ちいきん会(福島)事務局↑は、官学学有志50名で構成。

- 福島県、福島市、伊達市など
- 経済産業局、復興局、環境事務所
- 福島学院大学、東北オフサイトにーティング
- 本部: よんなな会、JPBV、環境省、金融庁
まちひとしごと、城南信金、第一勧信

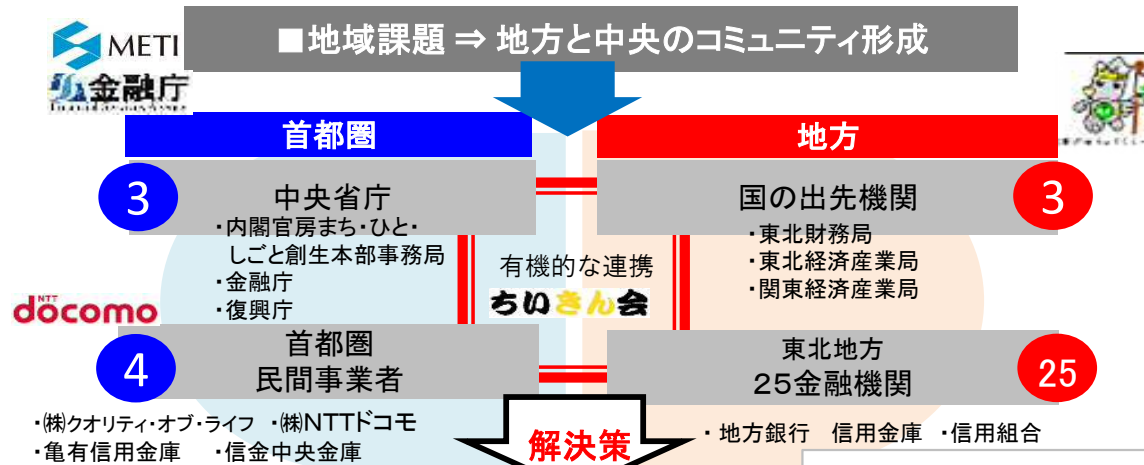


成果

(2) 地域課題解決に資する施策「新現役交流会2.0」を5省庁や金融機関等と共同企画・実施

■目的: 地域の中小企業の経営課題解決に資する人材(専門性の高い首都圏人材)支援、多様な雇用形態など

- 過程:
- ・解決に向けて、関係省庁や民間業者への聞き取り・意見調整
 - ・金融庁が金融機関の取引先支援メニュー拡大に向け検討



「新現役交流会2.0」の開催

- 日時: 11月28日(木)9:00-
- 会場: 信金中金 京橋別館(東京)
- WEB会場: 東北財務局、盛岡財務事務所、福島復興局
- 参加: 金融機関等 **25機関**(銀行6、信金18、信組1 ほか)
東北の中小企業 43社



- ① 首都圏企業OB等の人材活用による企業の生産性向上
- ② 金融庁と協力機関が、初めての取組にチャレンジすることで、企画・運営ノウハウの金融機関等への提供や改善提案を行う。51

地域課題解決支援チームの活動について（４） —熊本での活動状況—

(3) 「ちいきん会 熊本ダイアログ」

＝熊本版「ちいきん会」(有志)の活動で、関係機関への官民連携の企画・提案を行う

① 特徴(ちいきん会やよんなな会での出会いが契機)

- 様々な機関に属する熱量あるメンバーと交流を深められる
- 金融庁・財務局、各支援機関や報道機関が参加→強い情報発信力

② ダイアログに関する現在の協議事項

- 施策の提案に向けて、支援機関と企画や実施要領を調整中
- ダイアログを熊本における官民有志の提案チームとして位置づけ
ダイアログの組織化(継続性を求め、信用保証協会が調整中)

■ 具体的な取組み 地域課題(起業促進)への対応策を 公的な会議(がんばろう！くまもと創業支援ネットワーク連携会議)に提案

地域
課題

■若者の県内定住、働く場の確保→起業創業の促進

- ▲事業計画策定前の「潜在的起業希望者」に対する支援が必要
- ▲起業創業支援情報(セミナー情報)をまとめて入手できない
- ▲先輩起業者の話を聞きたいが、聞ける機会が少ない

■産学官金言が連携し、
これまでサポートが及ばなかった
潜在的起業希望者に向けて、

- ① 起業経験者やまとまった支援情報の紹介
- ② 起業希望者が参加しやすい起業セミナーの定期的開催

などを提案していく



ダイアログは、平日夜の終業後に開催。(提供)熊本日日新聞 →

(4) 支援チームの相談内容(2019.10.31現在)ほか

- 金融育成庁として、地域課題のある現場(地域・民間)に飛び込み、地方と中央、産学官金をつなぎ、地域のプレイヤーが活躍できるための地域課題の解決策を共同企画・実施。
- 地域から課題を把握し、可能な限り対応していく。



地域から寄せられた、金融機関が関係する相談内容

1	<ul style="list-style-type: none"> ■ちいきん会関係 <ul style="list-style-type: none"> ・キーパーソン紹介 12件 ・ちいきん会・ダイアログの要請 8件 ・ダイアログ視察の要請 5件 	25件
2	<ul style="list-style-type: none"> ■金融機関が主として関係する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策による要望・相談 5件 ・新現役交流会2.0の問合せ 25件 ・創業促進(熊本の取組)問合せ 12件 ・副業人材に関する相談 8件 	40件
3	<ul style="list-style-type: none"> ■その他: 地域経済エコシステム、空き家 観光促進に関する相談 	5件

■情報発信

- ・FSA公式twitterによる発信
- ・チームの講演依頼
- ・まちひとしごと創生本部の連携交流ひろば(HP)での「ちいきん会」情報を掲載
- ・「ちいきん会」フェイスブック(820名)でのコミュニティ形成

■総務省、経産省、農水省、環境省との連携

■地域金融機関職員等の採用